

**(仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略
骨子（案）**

横須賀市建設部自然環境・河川課

■ 基本的事項

本計画の基本的な事項及び基本的用語を以下のとおり定義します。

● 「みどり」について

本計画で取り扱う「みどり」は「樹木・草花などの植物」「樹林地・草地・水辺地・岩石地・農地などに類する土地が、単独もしくは一体となって良好な自然環境や自然的景観を形成しているオープンスペース」「公園・広場・街路樹・民有地の庭」「生物の生息・生育・繁殖地」など幅広いものを対象とします。

これまで通り、本計画の対象が「緑」から連想される「植物」や「緑地」などよりも幅広いことを受け、「緑」ではなく「みどり」と呼称することとします。

● 本計画で用いる基本用語

保全・守る：みどりや生態系を、現状を踏まえて適切な状態に保つこと。

創出：みどりを新たに生み出すこと、またその地域の生態系を人間の手でつくりだすこと。

再生：損なわれたみどりや生態系を以前あった状態や望ましい状態にして機能を取り戻すこと。

活用・活かす：みどりや生態系の機能を人々の生活等のために役立てること。

増進・向上：みどりや生態系がもつ機能を増やしたり、効果をより大きくしたりすること。

育てる・育む：みどりや生物を将来にわたり良好な状態となるよう働きかけること（維持・管理を含む）。

樹林地：樹木がまとまって存在する区域。このうち、斜面上の樹林地を「斜面緑地」とする。

生きもの：動物、植物、菌類をはじめとした生命を持つもの

生態系：ある地域に生息・生育するすべての生物とそれらを取り巻く環境やつながり（捕食や共生など）を包括したもの

ネットワーク：生物の生息・生育・繁殖環境の分断を防ぎ、生物多様性を確保するためのみどりのつながり（みどりのネットワーク）。また、人々がみどりとみどりの間を移動するための遊歩道などの移動手段とつながり（人の移動のネットワーク）

● 「生物多様性」について

本計画で取り扱う「生物多様性」は「生物多様性基本法」及び「生物多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity／CBD）（略称：生物多様性条約）」の定義と同義とします。

生物多様性基本法の定義 (第二条 定義)	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること
生物多様性条約の定義 (第二条 用語)	すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む

目次

ページ番号は、内容が確定次第記入します。

I. 本計画の概要

- 1 計画の基本的な考え方
 - (1) みどりの基本計画とは
 - (2) 生物多様性地域戦略とは
 - (3) 計画の位置づけ
 - (4) 目標年度
 - (5) 対象区域
- 2 「みどり」の基本的な考え方
 - (1) みどりとは
 - (2) 生物多様性とは
 - (3) みどり・生物多様性の役割
- 3 近年のみどりと生物多様性に関する動向
 - (1) みどりをめぐる動向
 - (2) 生物多様性をめぐる動向

II. 横須賀市のみどりと生きものの現状

- 1 市の概要
 - (1) 市の成り立ち
 - (2) 人口
 - (3) 土地利用及び土地利用の方針
 - (4) 市民意識
- 2 地理的条件
 - (1) 気候
 - (2) 地形・地質
- 3 みどりの現状
 - (1) 横須賀市のみどり
 - (2) 樹林地の現状
 - (3) 都市公園の現状
 - (4) 農地・里山環境
 - (5) 水系及び河川流域・集水域等

- 4 横須賀市の生きもの
 - (1) 生物相
 - (2) 保護地区の現状
- 5 関連計画
 - (1) 緑の基本方針
 - (2) 生物多様性国家戦略 2023-2030
 - (3) かながわ生物多様性計画 2024-2030
 - (4) YOKOSUKA ビジョン 2030 (横須賀市基本構想・基本計画)
 - (5) 横須賀市都市計画マスタープラン
 - (6) 横須賀市環境基本計画 2030

Ⅲ. 目標と基本方針

- 1 基本理念
- 2 将来像
- 3 目標
 - (1) 多様なみどりの量の維持・向上のための個別目標
 - (2) みどりと生態系の質を高めるための個別目標
- 4 基本方針

Ⅳ. 推進施策

- 1 推進施策について
 - (1) 施策の種類
 - (2) 重点施策の見方
- 2 施策の具体内容
 - 基本方針 1 : みどりの保全・創出と機能の向上
 - 基本方針 2 : 魅力ある公園づくり
 - 基本方針 3 : 生物多様性の保全と活用
 - 基本方針 4 : みどりの継承

V. ゾーン別計画

- 1 追浜・田浦・逸見ゾーン
- 2 東京湾沿岸ゾーン
- 3 浦賀・観音崎ゾーン
- 4 平作川流域ゾーン
- 5 武山・野比ゾーン
- 6 長井ゾーン
- 7 大楠山ゾーン

VI. 体制と進行管理

- 1 市民・NPO・事業者・行政の役割
 - (1) 市民の役割
 - (2) NPOの役割
 - (3) 事業者の役割
 - (4) 行政の役割
- 2 計画の適切な進行管理

I. 本計画の概要

1. 計画の基本的な考え

(1) みどりの基本計画とは

「横須賀市みどりの基本計画」(以下、「みどりの基本計画」という)は、みどりの基本条例(平成23年4月施行)第9条及び都市緑地法第4条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、平成21年に策定されて以降、複数回の改定を経て現行の計画に至ります。

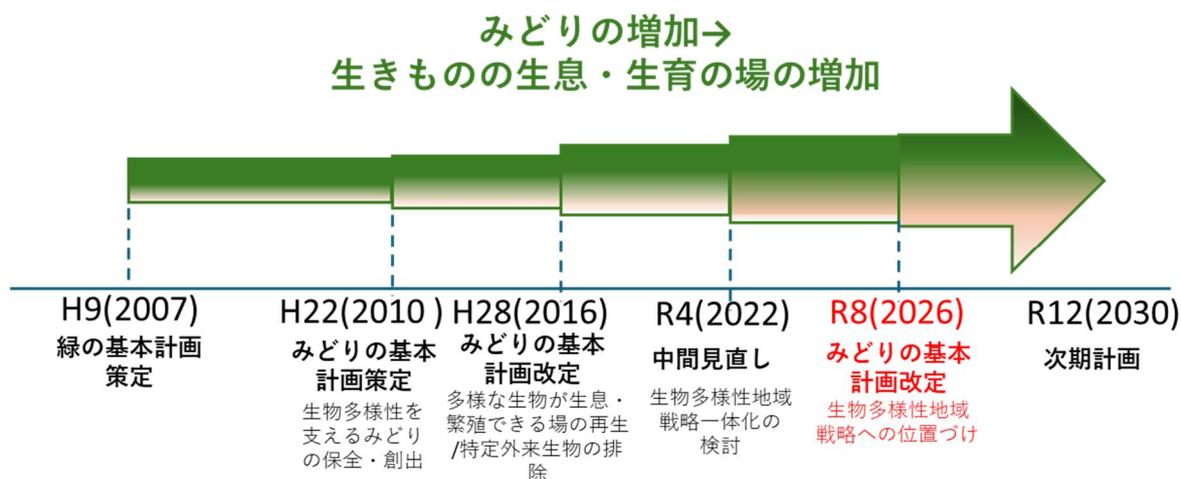
本計画では、市内のみどりを対象に、それらを保全・創出するための「基本理念」や「みどりの将来像」などの目標を定め、それを実現していくための施策展開を示しています。これにより「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備等」の施策を総合的に進めていくことができ、効果的、効率的に都市のみどりを保全・創出することができます。

(2) 生物多様性地域戦略とは

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法第13条に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するために国が策定した国家戦略を基本にして、各地域の自然的社会的条件に応じた生物多様性に関わる課題に対して、よりきめ細かな取組を進めるための計画です。

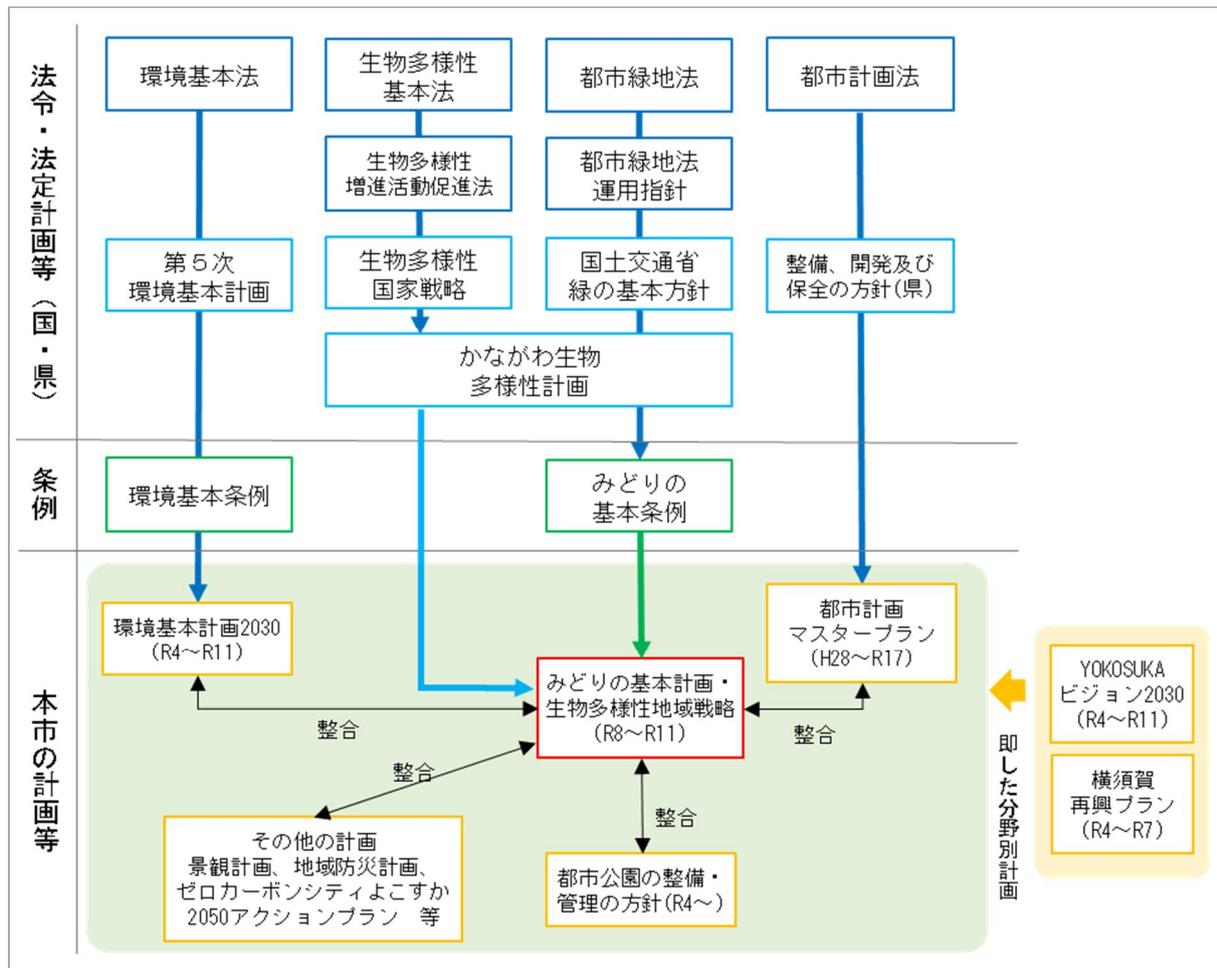
環境省が策定した「生物多様性地域戦略の手引き(令和5年度改訂版)」では、生物多様性地域戦略の記載内容は他の計画と重複することもあるため、他計画の中で生物多様性に関するテーマを扱っている部分を地域戦略と見なすことも可能であるとしています。

横須賀市では、これまでのみどりの基本計画において、みどりの保全や緑化の推進とともに生物多様性の確保に関する取組を進めてきました。こうした生物多様性の確保に向けた取り組みを強化して推進し、また新たな取り組みも加えることで、本計画を生物多様性地域戦略としても位置づけます。



(3) 計画の位置づけ

本計画は「横須賀市みどりの基本計画」(平成8年度策定、平成27年度改定)の改定計画であるとともに、本市の「総合計画」に即した分野別計画です。また、「横須賀市環境基本計画」や「横須賀市都市計画マスタープラン」、神奈川県が策定した「かながわ生物多様性計画」との整合を図っています。



計画の位置づけ

(4) 目標年度

計画の目標年度は横須賀市総合計画の目標年度に合わせて令和 11 年度までの 4 年間とし、令和 12 年度に横須賀市総合計画の新規計画に即した新たな計画を策定する予定です。

計画の名称	年度	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
みどりの基本計画		前計画						中間見直し								
(仮称)みどりの基本計画・ 生物多様性地域戦略												↓	本計画 (R8～R11)			次期計画
総合計画 YOKOSUKAビジョン2030		前計画						現行計画 (R4～R11)								次期計画

本計画の目標年度

(5) 対象区域

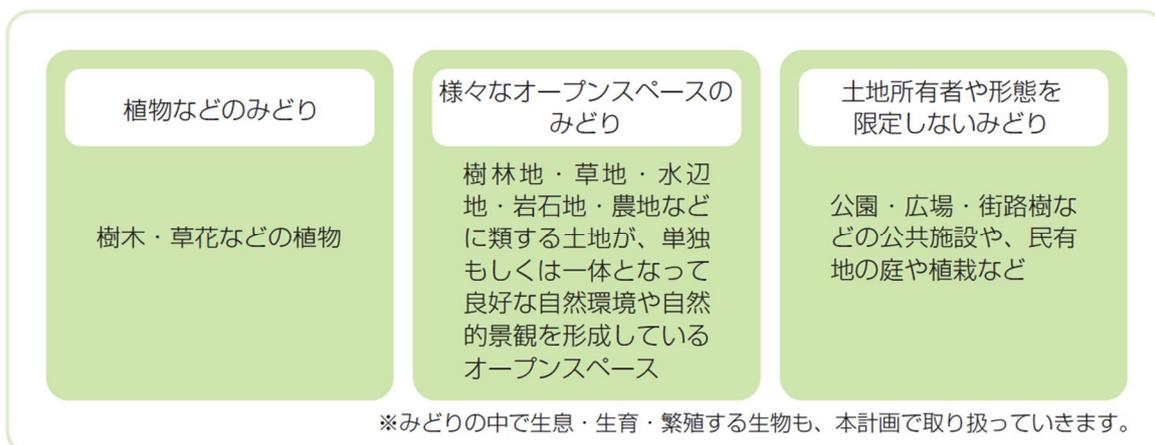
本市のみどりの保全や緑化の推進、生物多様性に関する取組等を効率的かつ計画的に進めるため、横須賀市全域を本計画の対象とします。

2. 「みどり」の基本的な考え

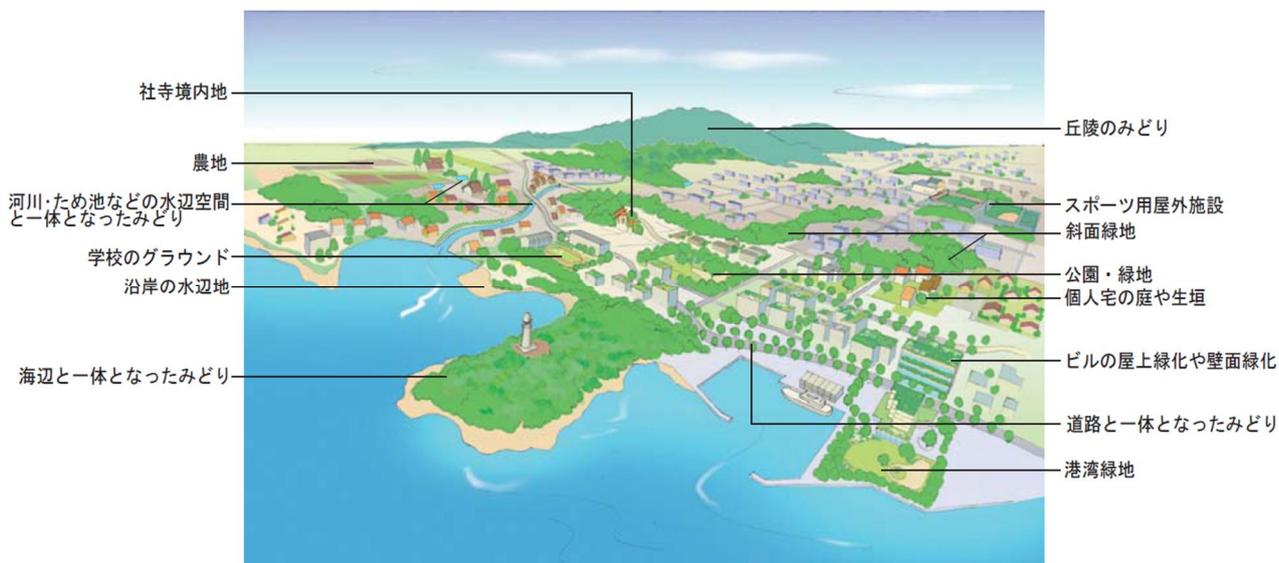
(1) みどりとは

本計画で対象とする「みどり」は、「植物」だけでなく「様々なオープンスペース」「土地所有者を限定しないみどり」など、幅広いものを対象とします。

これらの「みどり」を保全・創出し、より良い状態にしていくことで、生物多様性の確保にも寄与すると考えます。



計画で対象とするみどり



計画で対象とするみどりの具体例

(2) 生物多様性とは

生物多様性条約では、生物多様性には「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルの多様性があるとしています。生態系、種、遺伝子には、それぞれに様々な種類、差異が存在しており、またそれらは複雑に関わり合っています。生物多様性とは、こうした生きものの豊かな個性とつながりのことを指します。

生物多様性は人間活動などによって劣化や消失が続いており、生物多様性国家戦略 2023-2030 で「4つの危機」として整理されています。

本市では、平成25年度から耕作放棄地となった田んぼを再生し、周辺の樹林地を管理することで里山の環境保全・活用事業を実施してきました。この事業により、みどりが創出され、里山の生物が復活し、生物多様性の保全が実現しました。本市では主に、生きものが生息する場を作る取り組み、すなわち生態系の多様性の保全を行っていますが、種の多様性も実現しています。また場を作る際には、遺伝子の多様性にも配慮し、外来生物の防除を行い、他の場から生きものを移入しないようにしています。

3つのレベルの多様性の例

<p>【生態系の多様性】 森林や里山、河川、海といった多様な環境のまとまり（自然）が存在することを指します。</p>	 森林	 里山	 河川
<p>【種の多様性】 生態系を構成する種について、動物から菌類、バクテリアに至るまで様々な生きものが育まれることを指します。</p>	 鳥類（ルリビタキ）	 昆虫（アサギマダラ）	 植物（イソギク）
<p>【遺伝子の多様性】 同じ種であっても地域ごとに見られる個体の形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベルで多様な違いがあることを指します。</p>	 他の種との交雑により数が少なくなったミナミメダカ	 関東と関西で発光間隔が異なるゲンジボタル	

第1の危機 開発など人間活動による危機

- ・森林伐採や農地転用、河川や海域における水面の埋立てによる生態系の破壊
- ・動植物の乱獲や盗掘による種・個体数の減少・絶滅

第2の危機 自然に対する働きかけの縮小による危機

- ・里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- ・林業生産活動の低迷による森林の荒廃
- ・シカやイノシシ等偏った種の増加による、生態系への影響

第3の危機 人間により持ち込まれたものによる危機

- ・外来種による在来種の捕食、在来種との生息場所等の競合、交雑による遺伝的なかく乱
- ・動植物への毒性をもつ化学物質による生態系への影響

第4の危機 地球環境の変化による危機

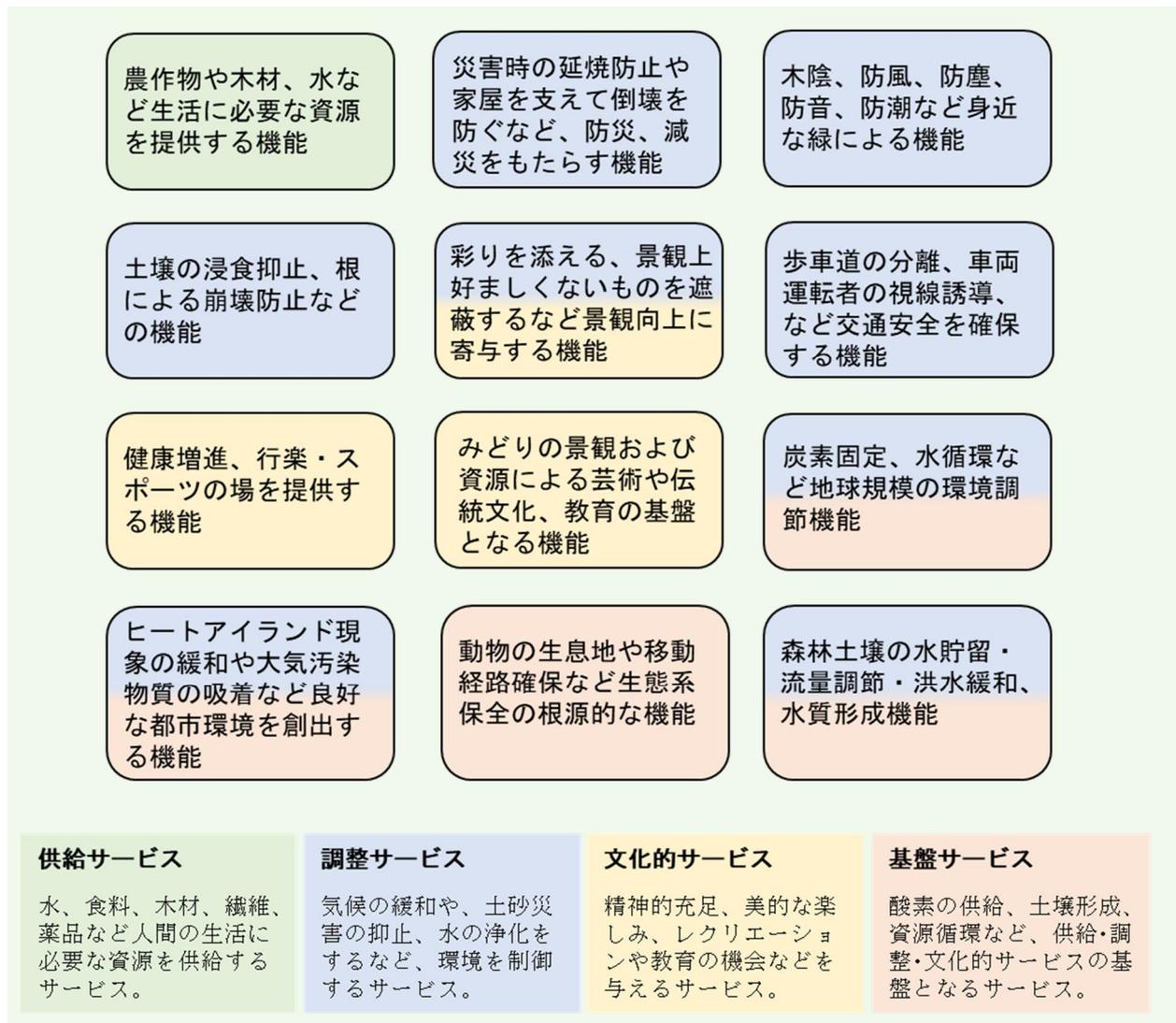
- 地球温暖化進行による高山帯が縮小や海面温度上昇とそれに伴う動植物の絶滅のリスクの増加。

生物多様性喪失の4つの危機

(3) みどり・生物多様性の役割

みどりには以下のような様々な機能があり、これらの機能がより効果的に発揮されていくことが求められます。

また、生物多様性は私たちの暮らしに様々な恵みをもたらしており、それらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれています。生態系サービスは、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されます。



みどりや生物多様性が持つ様々な機能



生物多様性保全機能



健康増進機能（佐原2丁目公園）



延焼防止機能

出典：公益財団法人地球環境戦略研究機関
国際生態学センター・消防庁消防研究センター

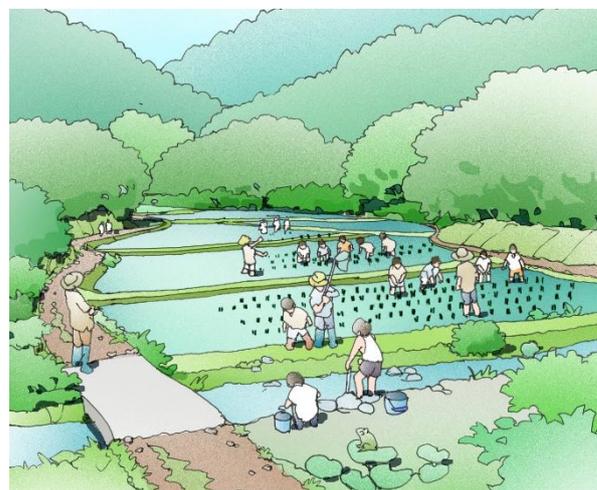


景観形成機能（太田和つつじの丘）

○グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めていくことをグリーンインフラストラクチャ（以下、グリーンインフラ）と言います。

グリーンインフラの特徴と意義として、施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」、自然環境の変化などにより新たな機能が発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」または「育てる」インフラ）」といった3つの点が挙げられます（グリーンインフラ推進戦略の概要（令和元年7月）/国土交通省より抜粋）。



グリーンインフラの例(参考)

3. 近年のみどりと生物多様性に関する動向

(1) みどりをめぐる動向

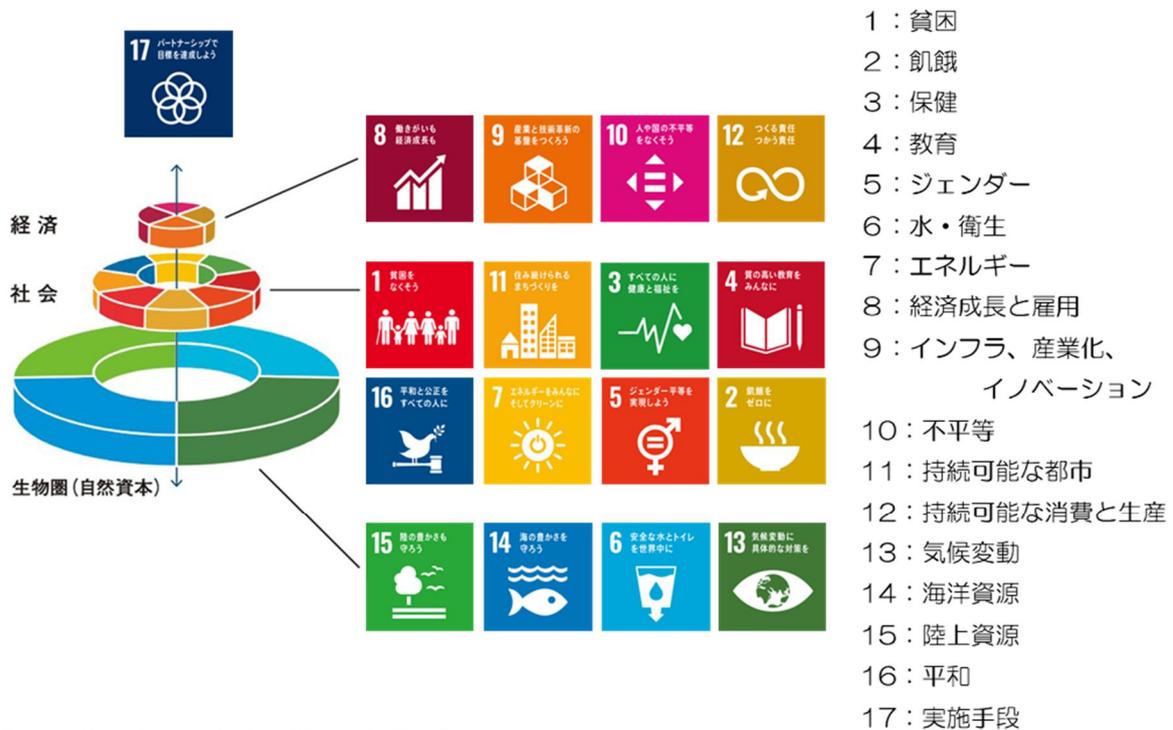
昭和49年に自然環境保全法の附則を踏まえた都市緑地法(当時は都市緑地保全法)が制定されて以降、日本では環境問題への考え方や社会情勢の変化による改正がなされながらも、都市における緑地の保全や緑化の推進等、良好な都市環境の確保が図られてきました。

前計画が策定された平成28年以降も、都市緑地法が2回にわたって改正されました。平成29年の改正では都市公園の再生・活性化や都市農地の保全・活用の関わる新たな制度が創設されました。その後、令和6年には緑地が持つ多様な機能を向上させて活かすことで、社会問題解決や快適環境形成を目標とした「緑地の機能維持増進」を図る改正がなされました。

また、近年も地球温暖化やヒートアイランド現象は緩和されることなく悪化し続け、日本では人口減少や少子化が拡大していることから、様々な課題が生じています。こうした課題を含めた様々な国際社会問題解決のため、平成27年に国連サミットで持続可能な開発目標「SDGs」が採択されました。本計画でも令和4年の中間見直し以降、気候変動や陸上資源、持続可能な都市等の目標を各施策に設定しています。

〈参考〉SDGs（持続可能な開発目標）

平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された令和12年(2030年)を期限とする国際社会全体の開発目標です。MDGsにおける未達成の課題の解決や、社会情勢の変化への対応、途上国だけでなく先進国を含む全ての国が行動し「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するため、17のゴール(目標)・169のターゲット(取組)から構成されています。



(2) 生物多様性をめぐる動向

生物多様性は、平成4年に開催された地球サミットにて、「生物多様性の保全」「生物の多様性の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分」の3つの目的を定めた生物多様性条約が採択されたことから、その言葉が強く認識されました。日本では、生物多様性の保全と持続可能な利用により、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に、平成20年に生物多様性基本法が制定されました。

平成22年には、愛知県で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催され、2020(令和2)年までに生物多様性の損失を止めるために愛知目標として20の個別目標が決まりました。しかし、その後も生物多様性は失われ続け、生物多様性条約事務局は、愛知目標の期限である2020(令和2)年に、20の個別目標のうち完全に達成できたものはないと評価しました。

こうした状況を踏まえ、令和4年の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、「昆明-モントリオール生物多様性枠組」が採択され、この枠組で2030年(令和12年)までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」という「ネイチャーポジティブ」が掲げられました。同枠組みでは、この目標を達成するため、2030年までに陸域、内陸水域、沿岸域及び海域の面積のうち、少なくとも30%を効果的に保全する「30by30」目標も設定され、自然環境保全の機運が急速に高まっています。また、近年では、自然の機能を活用して様々な社会問題に対応していくNbS(Nature based Solutions)という考え方が注目され、自然環境の保全と活用の機運がより高まる一因となっています。

日本でも環境省が令和5年にこれまでの生物多様性国家戦略を改定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、30by30目標の達成やネイチャーポジティブの実現に向けた基本戦略を策定しています。また、同年に法的な保護区域ではないものの、生物多様性が効果的に保全されている地域「OECM」の設定に向けた検討を契機に、自然共生サイトの運用を開始し、令和6年には自然共生サイトの取組を法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(生物多様性増進活動促進法)」が成立しました。

Ⅱ. 横須賀市のみどりと生きものの現状

1. 市の概要

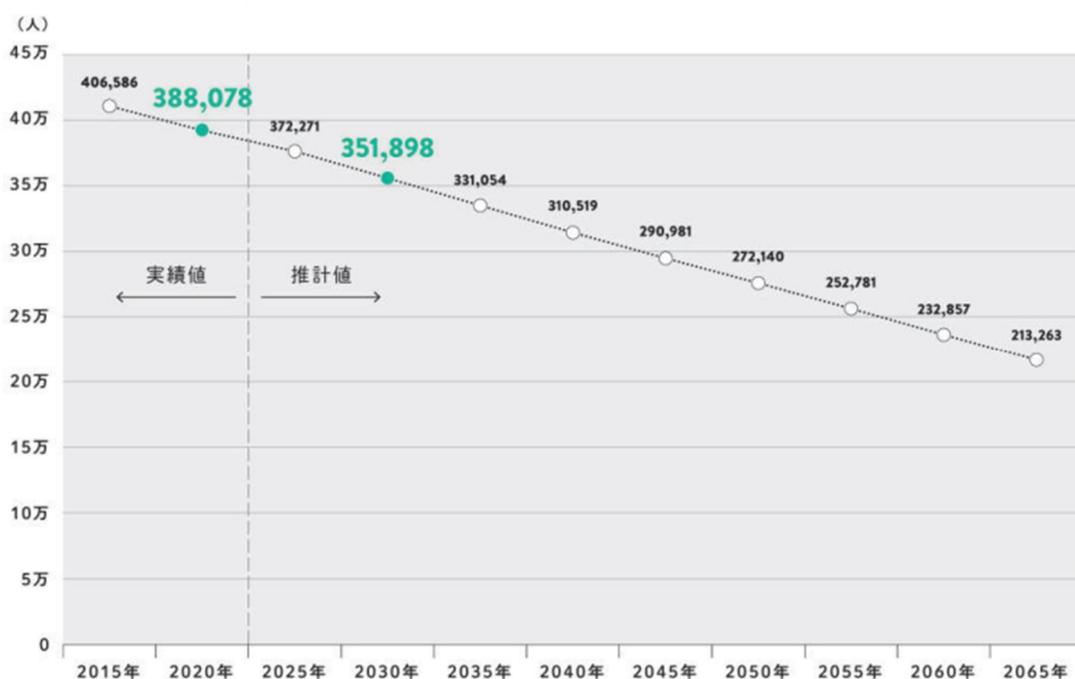
(1) 市の成り立ち

横須賀市は神奈川県東部、三浦半島の中央にある面積約 100k m²の都市です。東京湾の入り口に位置することから、江戸時代には奉行所が置かれるなど国防や交通の重要な拠点とされてきました。

江戸時代末期にペリーが横須賀市の浦賀沖に来航したことをきっかけに開国して以降、明治時代には鎮守府が設置されるなど、軍港都市として栄えてきました。第二次世界大戦の終戦に伴い軍港都市としての役目を終えてからは、「旧軍港都市転換法」に基づき、平和産業都市へと転換していきます。旧軍用財産は公園などに転用され、公共施設として現在も活用され続けています。また、旧軍用財産のなかには、一般の立ち入りが制限されていたことから、手つかずの自然が残されている場所も多くあります。

(2) 人口

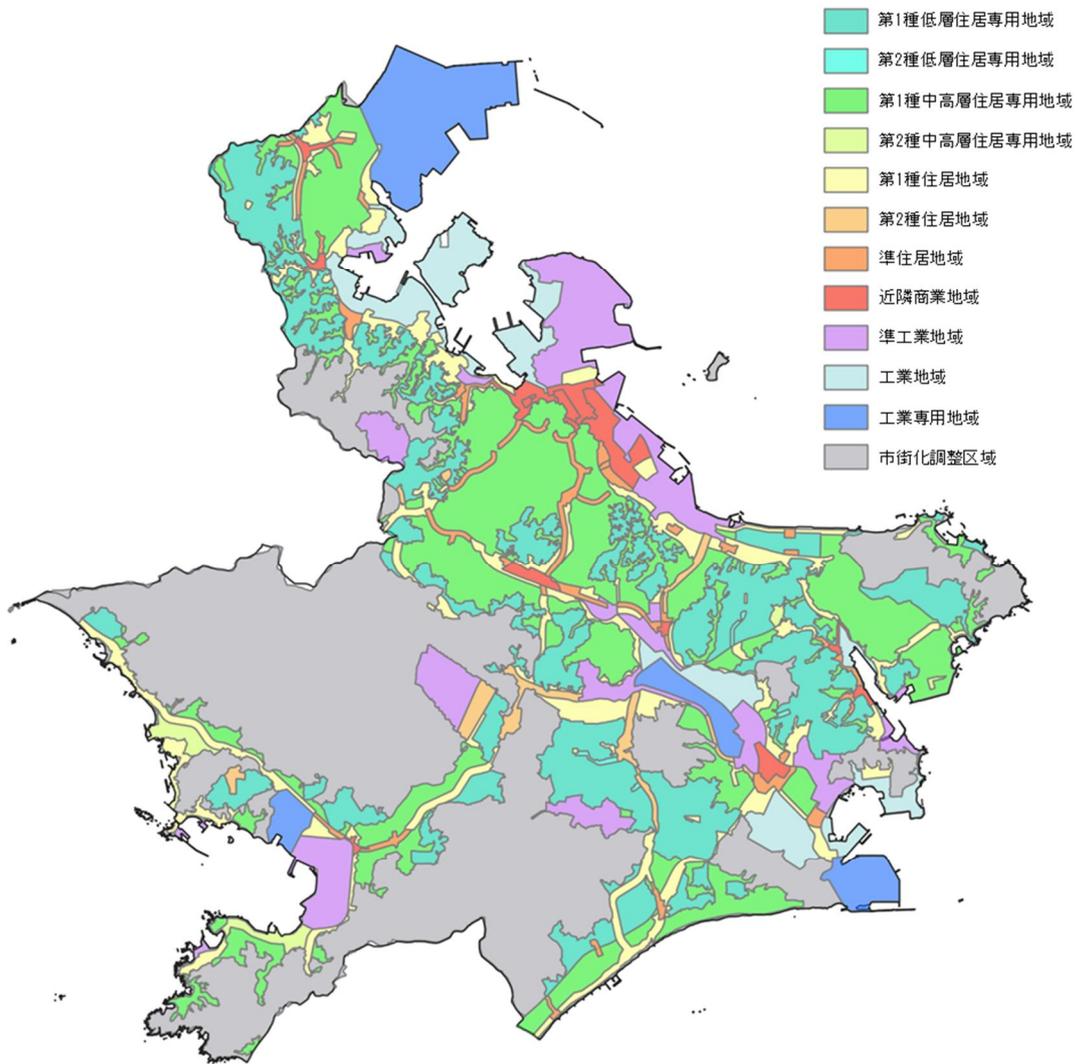
横須賀市の人口は減少傾向にあり、令和 7 年 3 月 1 日現在の人口は 369,005 人です。今後も人口減少が予想され、また少子高齢化が加速することが予想されます。



人口推移と将来推計 (YOKOSUKA VISION 2030 より)

(3) 土地利用及び土地利用の方針

本市の面積約 100km²のうち、都市的な土地利用を図る市街化区域が約 66%、市街化を抑制するために指定される市街化調整区域が約 34%となっています。市街化区域のうち、住宅用地は 23.5%、商業用地は 2.5%、工業用地は 5.1%となっています。

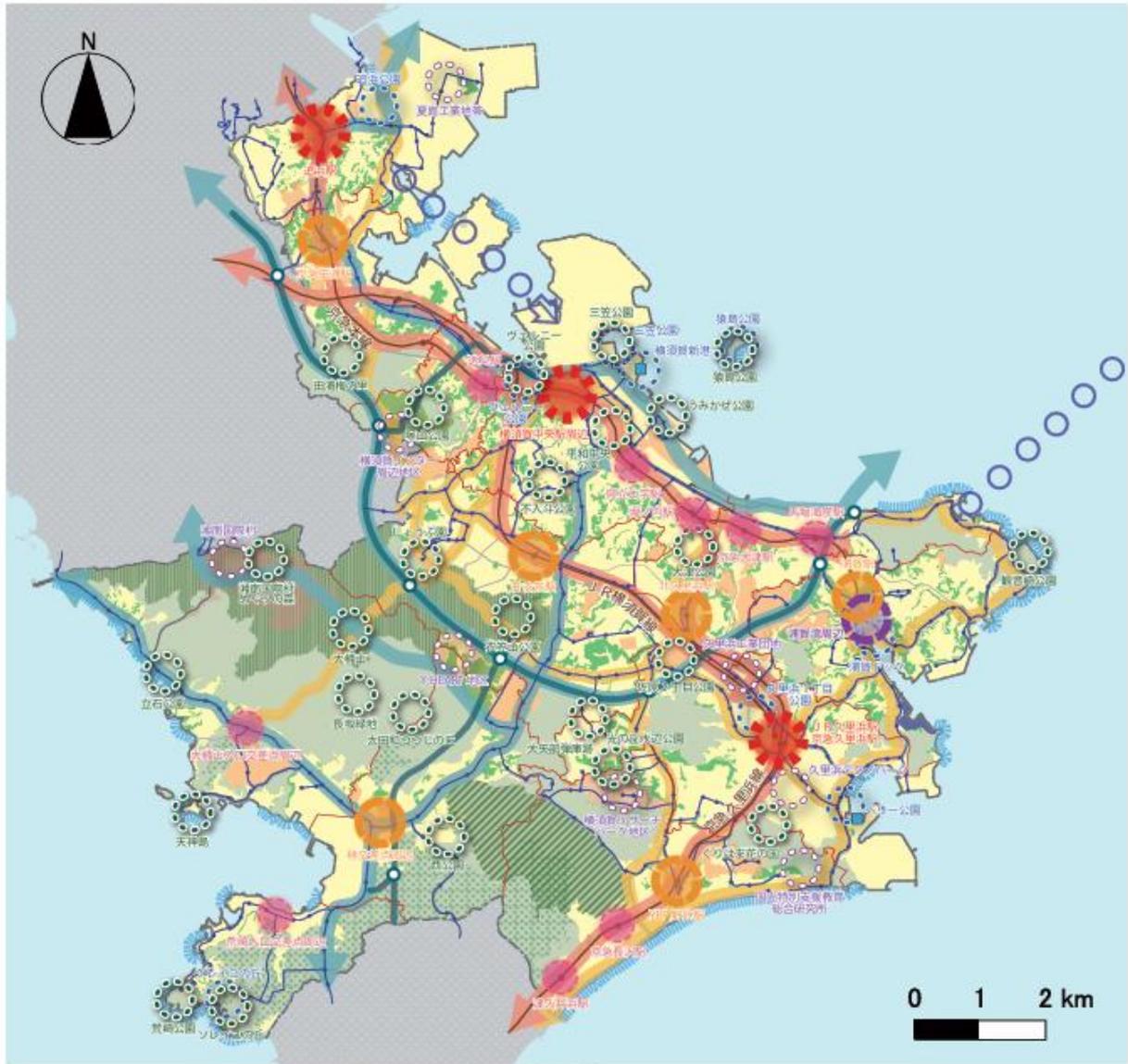


用途地域の現況

「横須賀市都市計画マスタープラン(2025～2035)」では「拠点ネットワーク型都市づくり」を目指し、みどりは自然との交流拠点や都市の景観を構成する大きな要素と示されています。

また、みどりが各拠点に隣接して位置することから地域拠点や魅力活用・創造拠点と連携して、みどりの機能を発揮していくことが求められています。

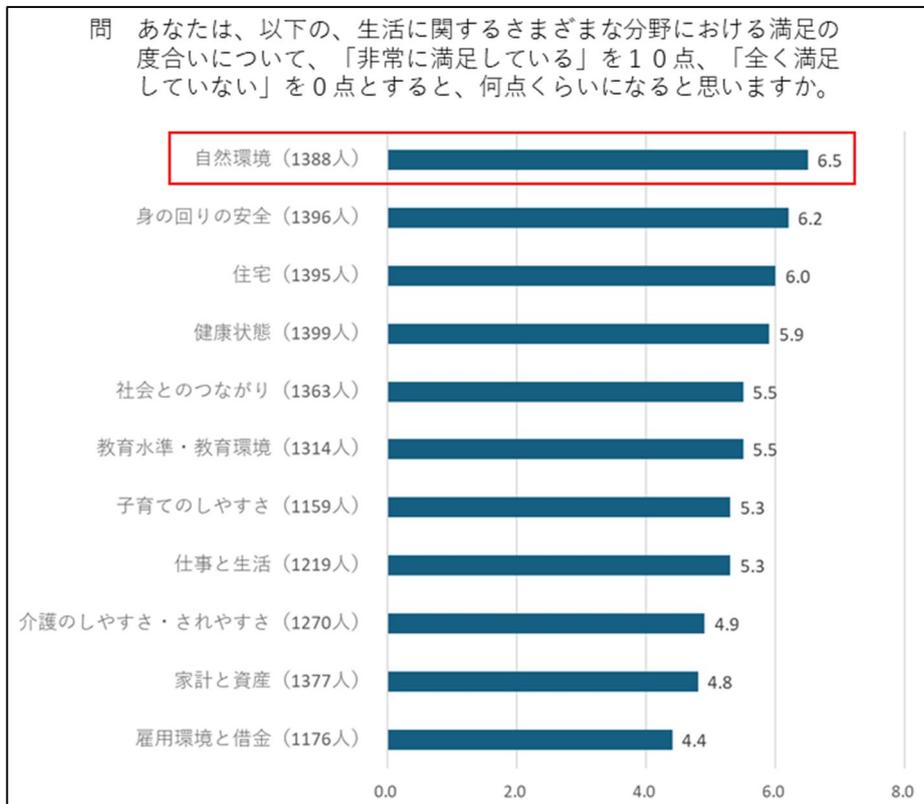
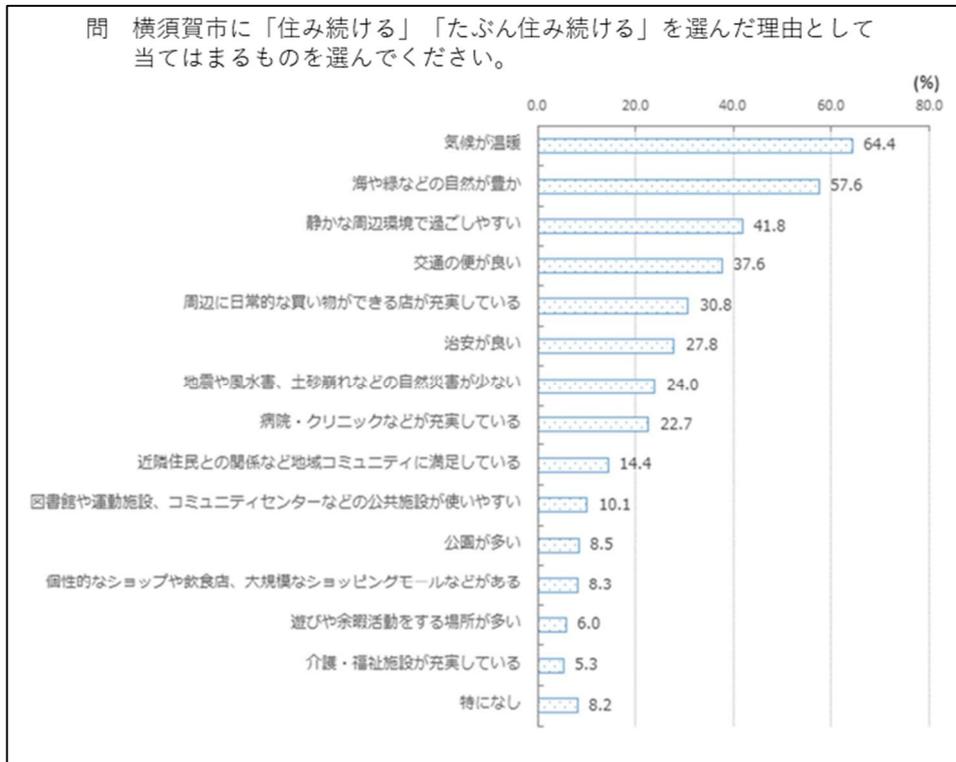
拠点ネットワーク型都市づくりとは、市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、適正に都市機能を集積し、各々の地域特性を活かした、より暮らしやすい都市環境を形成していくものです。



凡例			
<境界・交通等> --- 行政界 市街化調整区域 生活圏(12地区) 近隣市町 海 高速度路・インターチェンジ 国道 県道 市道 鉄道路線・駅 バス路線・バス停留所 フェリー乗り場	<拠点> 都市拠点 魅力活用・創造拠点 地域拠点 地区の生活拠点 自然との交流拠点 研究開発・産業・文化等の交流拠点 歴史・観光等の交流拠点	<船> 基幹的な公共交通軸(鉄道) 主軸・縦軸幹線道路 横軸幹線道路 新たな交通軸(構想道路)	<ゾーン> 市街化ゾーン(市街化区域) 計画的なまちづくりゾーン(臨港地区:見直し) 計画的なまちづくりゾーン(地区計画:整備済み) 計画的なまちづくりゾーン(地区計画:未着手) 計画的なまちづくりゾーン(地区計画:変更予定) 海辺の交流ゾーン(自然海岸・半自然海岸) 農業環境保全・活用ゾーン(農業振興地域) 緑地保全・活用ゾーン(首都圏近郊緑地保全地区・鳥獣地区) 谷戸ゾーン(斜面緑地)

(4) 市民意識

横須賀市に住み続けると選択した市民のうち、約 58%が「海や緑などの自然が豊か」であることを理由に選んでいます。また、生活における様々な分野のうち、自然環境分野の満足度が最も高くなっています。

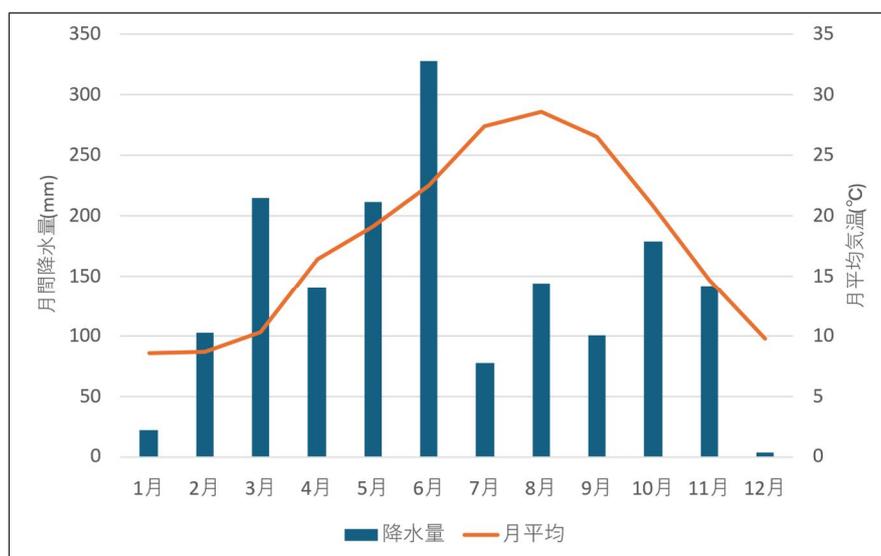


令和4年度横須賀市民アンケート報告書より

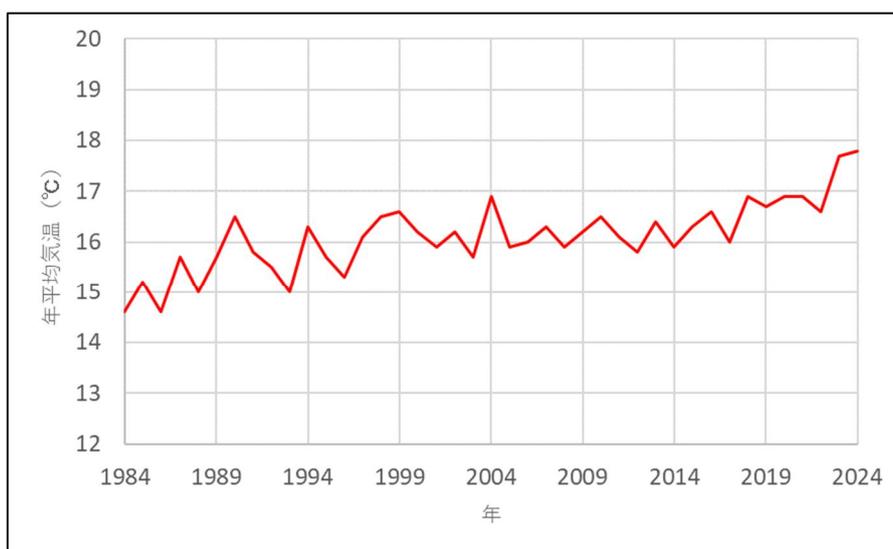
2. 地理的条件

(1) 気候

令和6年の年平均気温は17.7℃、月平均気温の最高気温と最低気温の差は7.5℃で、海洋の影響により寒暖の差が小さくなっていると考えられます。降水量は3月～6月にかけて比較的多く、典型的な東日本太平洋岸の特徴を示しています。年平均気温は過去30年で徐々に上昇しており、地球温暖化の進行やヒートアイランド現象が主な原因と考えられます。



令和6年の降水量と日平均気温の変遷（神奈川県三浦のアメダスより）



年平均気温の変遷（神奈川県三浦のアメダスより）

(2) 地形・地質

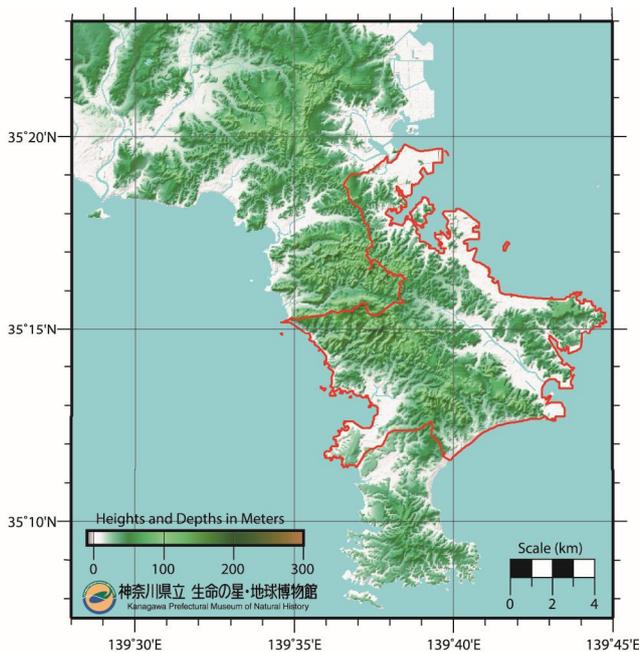
本市は、田浦から大楠山、衣笠山、武山及び野比にかけて市域中央部に連なるみどり豊かな丘陵と、台地、低地に分けられ、これらの地形が生み出す自然環境は本市の大きな魅力となっています。

丘陵地は、小さな河川による侵食が進んでおり、複雑に入り組んだ谷戸地形をつくっています。平坦な台地は小原台周辺に見られ、海底だった時代に波の力によって岩盤が平坦に侵食されたのち、地震による土地の隆起と氷河の発達・後退による海面の変動により陸地になった海成段丘です。丘陵地・台地を刻む谷沿いには低地ができますが、本市に大きな河川がないため沖積低地は広くありません。

また、三浦半島の沿岸は、幅 10km 以内の大陸棚（水深 100～120m）が続き、その先の急傾斜をなす陸棚斜面は相模湾で水深 1,400～2,000m に達しています。

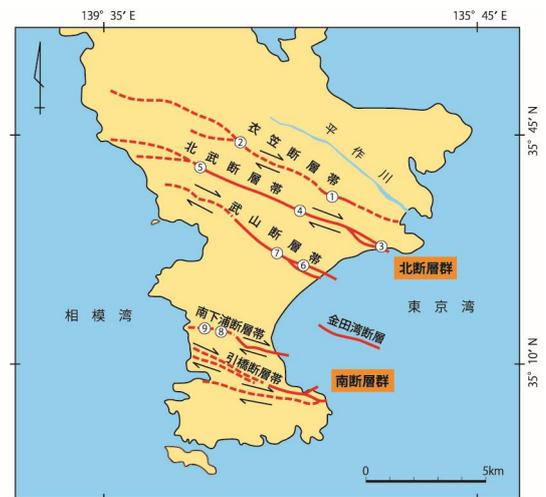
本市の大地は、その大部分が新生代（1800 万年前以降）に、深海で形成されました。荒崎などでは、フィリピン海プレートのはたらきに影響を受け、変形した地層を見ることができます。

活断層は、市内に北から衣笠・北武・武山断層の 3 つが西北西 - 東南東方向に通っており、三浦半島の北側に位置することから北断層群と呼ばれています。北断層群は数百年以内に活動し、地震が起きる可能性があると考えられています。



三浦半島高度別段彩図

作図：神奈川県立生命の星・地球博物館
(新井田 秀一氏)



活断層の分布

出典：新横須賀市史 通史編（横須賀市）

3. みどりの現状

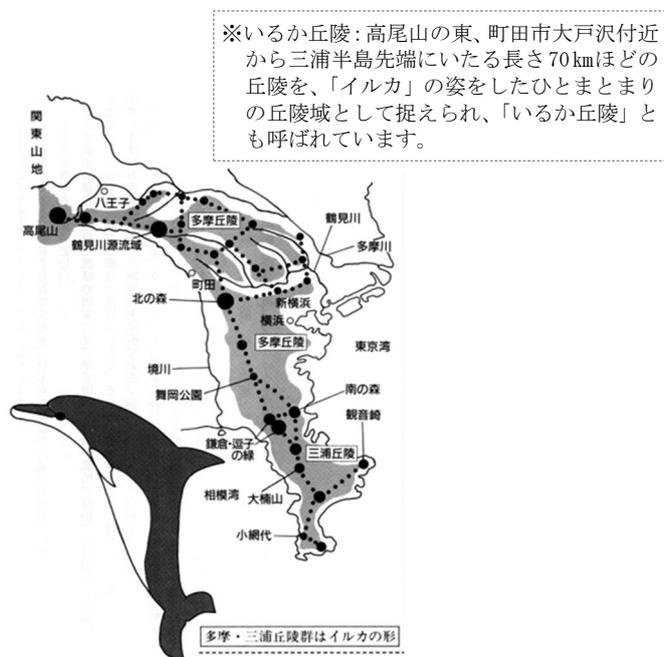
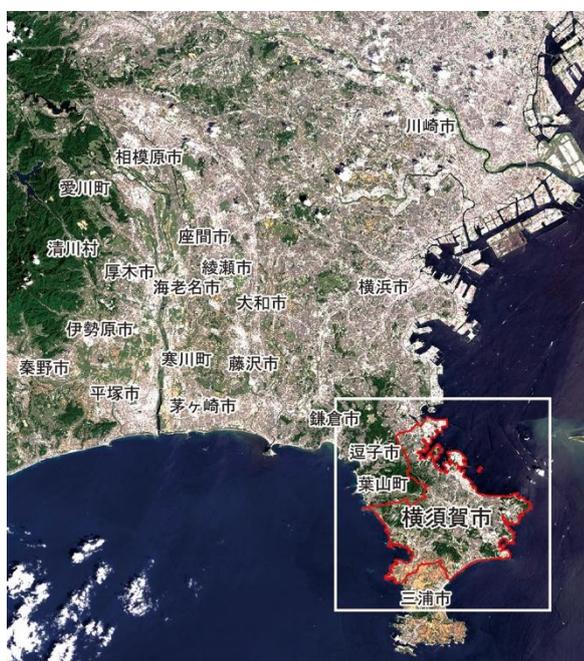
(1) 横須賀市のみどり

1) 広域的なみどり

ア 多摩三浦丘陵

本市には、田浦から大楠山、衣笠山、武山及び野比に連なる丘陵部にまとったみどりが存在します。この丘陵部のみどりは、関東山地から太平洋に至る首都圏のグリーンベルトである多摩・三浦丘陵の一部を担っており、市域だけでなく首都圏における重要な自然環境となっています。

多摩・三浦丘陵の維持管理は、これまで行政区分により分断されて扱われてきましたが、それらを抱える自治体が「みどりはつなぎ手」という共通認識に基づき、市民・事業者・行政の協働による働きかけを行っていく取り組みを進めています。

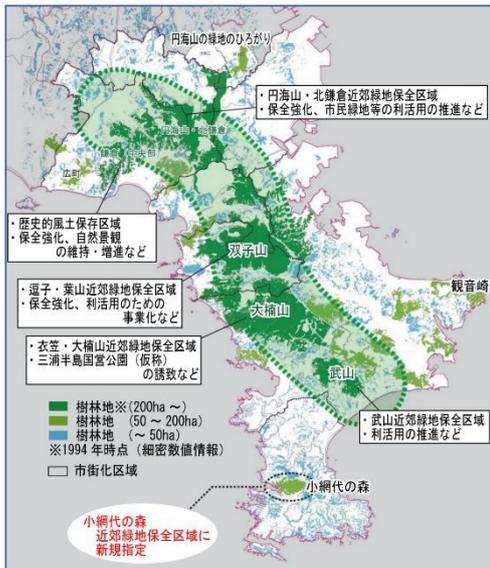


出典：自然へのまなざし（ナチュラリストたちの大地）
岸 由二

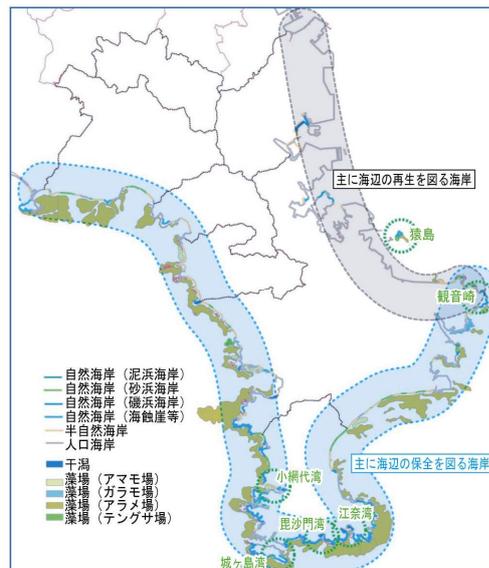
イ 三浦半島公園圏構想

横須賀市を含む三浦半島一帯のみどりについては、平成18年に「行政、事業者、市民活動団体や地域住民、さらに三浦半島への来訪者の方々が一体となって、地域づくりに取り組んでいくための基本方針」として、三浦半島公園圏構想（神奈川県）が策定されました。三浦半島の住民が快適に暮らせることはもちろん、首都圏や海外からも多くの人々が訪れ、楽しみ、癒され、満足できるよう、三浦半島全体を魅力ある公園のような空間（公園圏）としていくことを目指しています。

このように、今後はみどりを単に行政区域だけでなく、広域的なつながりを視野に入れて保全・再生・創出していくことが大切になっています。



樹林地の保全などの関連図

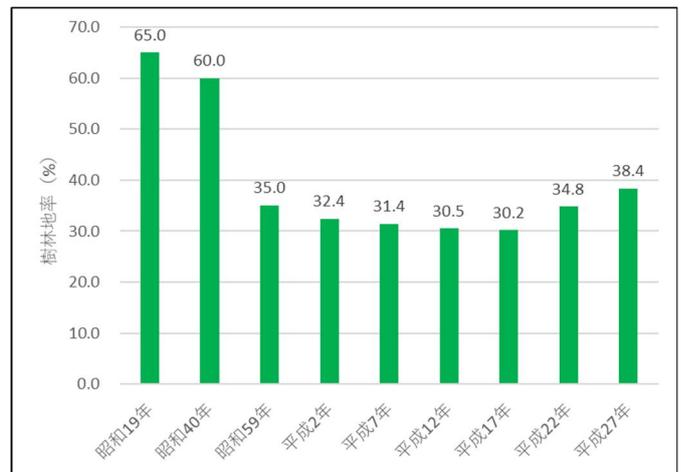
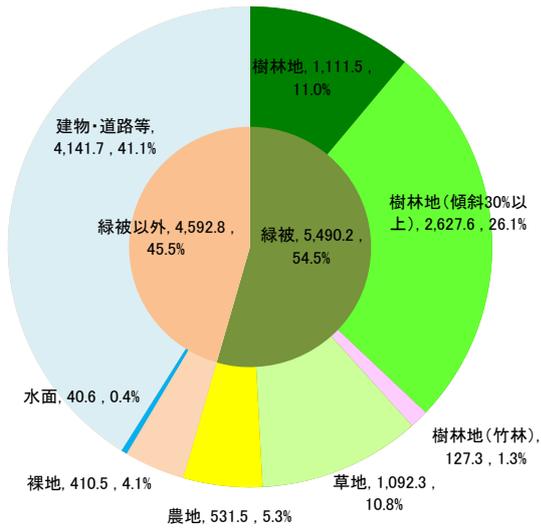


自然海岸の保全などの関連図

出典：三浦半島公園圏構想（神奈川県）

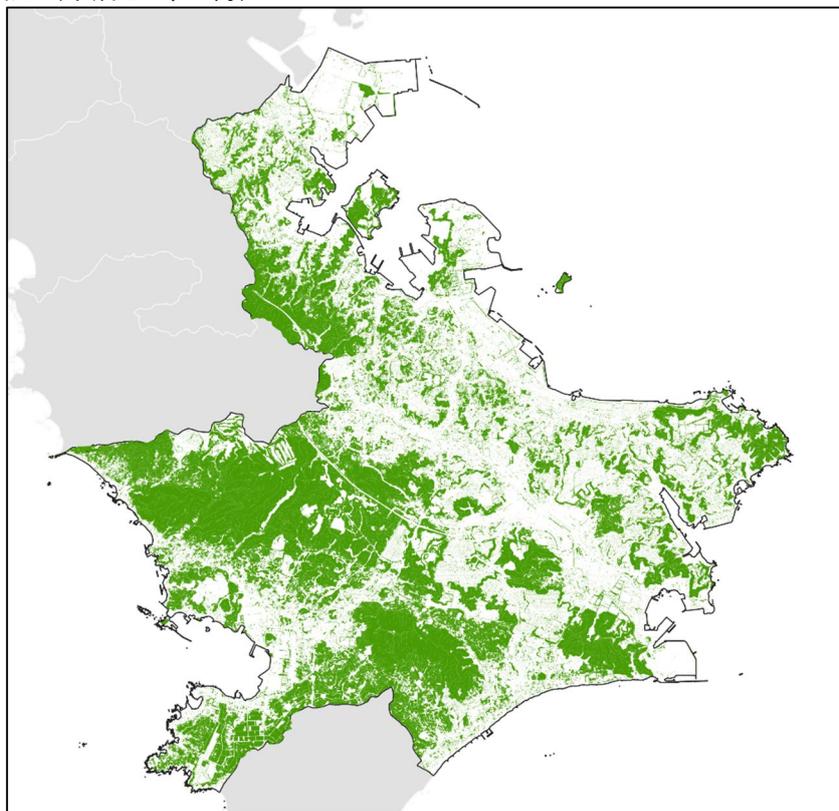
2) みどりの現状と経年変化

本市の樹林地、草地、田畑などの緑被率は、54.5%です（平成27年7月時点）。緑被の内訳としては、その約7割が樹林地であり、次いで草地、田畑が占めます。市内の樹林地は昭和40年から昭和59年にかけて、戦後の高度経済成長期における住宅開発等により大きく減少しましたが、平成22年以降は増加傾向にあります。近年の樹林地率の増加は解析精度の向上が主因ですが、平成9年に「緑の基本計画」を策定し、みどりの保全を図るとともに自然環境を重視した宅地開発を進めたことも寄与していると考えられます。

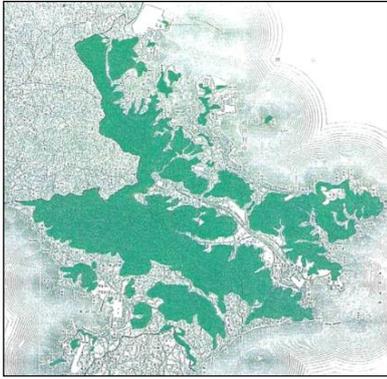


横須賀市全域における
緑被等の構成比（平成27年7月）

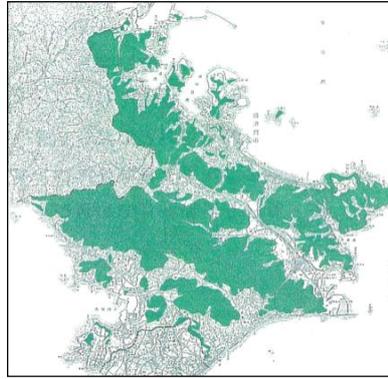
樹林地の経年変化



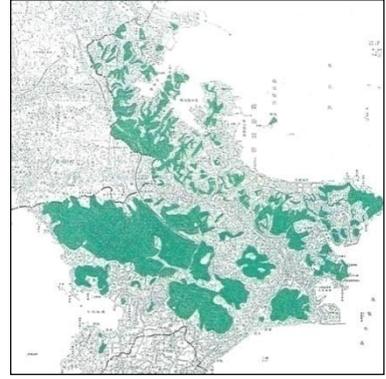
平成27年の緑被率



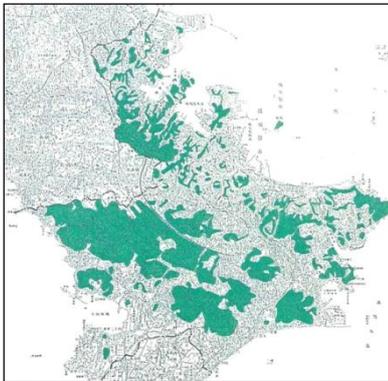
昭和19年 (樹林地率 : 65.0%)
(緑被率 : データなし)



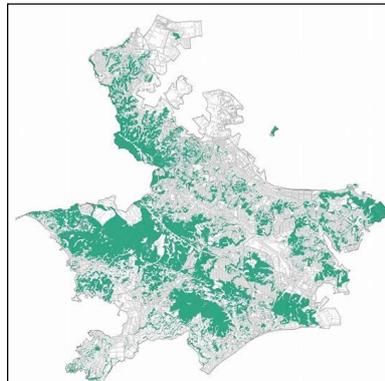
昭和19年 (樹林地率 : 60.0%)
(緑被率 : データなし)



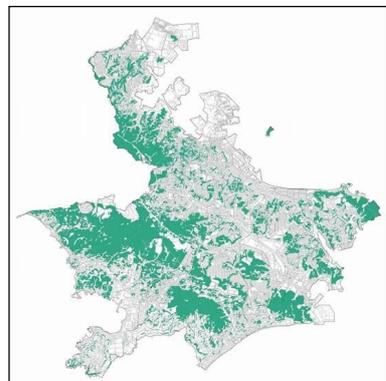
昭和59年 (樹林地率 : 35.0%)
(緑被率 : 50.3%)



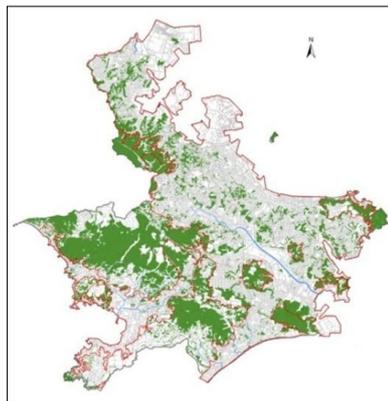
平成2年 (樹林地率 : 32.4%)
(緑被率 : 48.9%)



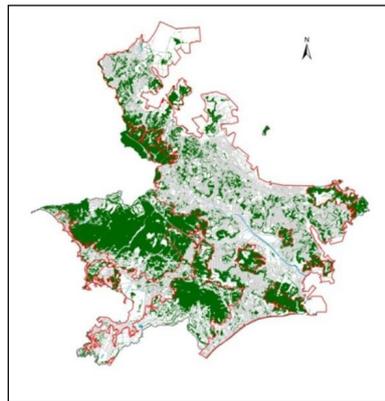
平成7年 (樹林地率 : 31.4%)
(緑被率 : 41.6%)



平成12年 (樹林地率 : 30.5%)
(緑被率 : 44.8%)



平成17年 (樹林地率 : 30.2%)
(緑被率 : 40.8%)



平成22年 (樹林地率 : 34.8%)
(緑被率 : 53.8%)

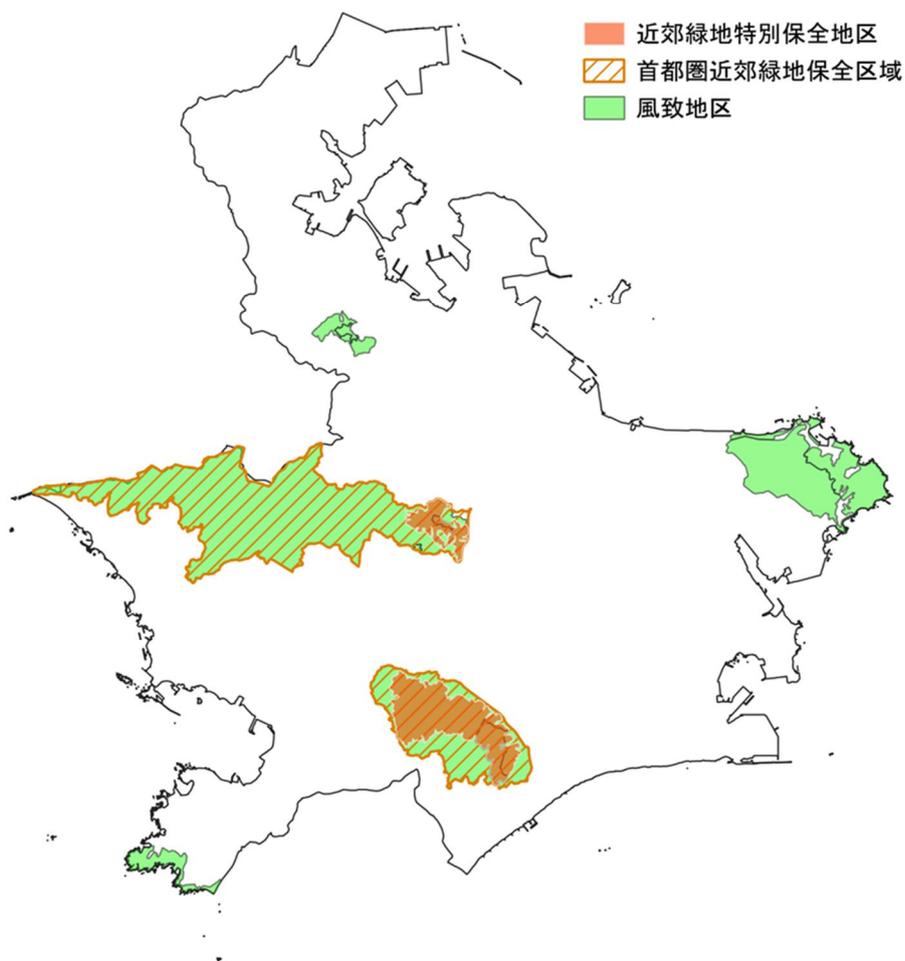
※平成7年までの調査は、図上求積や土地利用状況を基にした調査結果です。平成22年以降の調査では精度を高めた(500㎡以上→1㎡以上)ことにより、その対象が広がり(街路樹や家庭の庭木も対象)、結果として数値が高まっています。

3) 風致地区・近郊緑地保全地域

本市のまとまりのあるみどりでは、風致地区や近郊緑地保全地域の指定によって保全されている地域があります。風致地区は、都市の中の風致を維持するため、樹林地や丘陵地、水辺地などの良好な自然環境を保持している区域や史跡、寺社仏閣等がある地域、良好な住環境を維持している区域等を指します。都市計画法に基づく地区で、本市では5地区1,355.7haが指定されています。

近郊緑地保全地域は首都圏近郊緑地保全法に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するための区域で、本市では2地区1,012haが指定されています。近郊緑地保全地域のうち、2地区244haは、特に良好な自然環境を形成している区域として近郊緑地特別保全地区に指定されています。

今後、これらの良好なみどりの保全を継続していくとともに、活用手法の可能性について検討していく必要があります。特に、良好な自然環境を有し、周辺地域の重要な景観を形成している区域では、近郊緑地特別保全地区への指定も含めたさらなる保全が求められます。



風致地区・近郊緑地保全地域の現況

(2) 樹林地の現状

横須賀市は市内の面積の約30%を森林が占めています。市内の樹林地は、かつては薪炭林として人々に利用されてきた広葉樹の二次林が主ですが、エネルギー革命以降人々の利用はほとんどなくなりました。その結果、林内は大径木化や下層植生の衰退が進み、土砂の流出や生物多様性の喪失など、樹林地の荒廃が進行しています。樹林地の荒廃によって、斜面林等では環境保全機能が低下し、土砂災害の危険性が高まっていると考えられます。

こうした状況を踏まえ、本市では武山近郊緑地特別保全地区の一部で試験的に樹林地の管理を行い、機能を向上させるための整備方法や効果を検証する「樹林地管理モデル事業」を令和5年度から実施しています。今後、樹林地管理モデル事業で得られた整備効果や課題を基に、本市における樹林地の整備方針を検討し、樹林地の機能を維持・増進させるための整備を進めていくことが必要になります。



荒廃が進む市内の樹林地



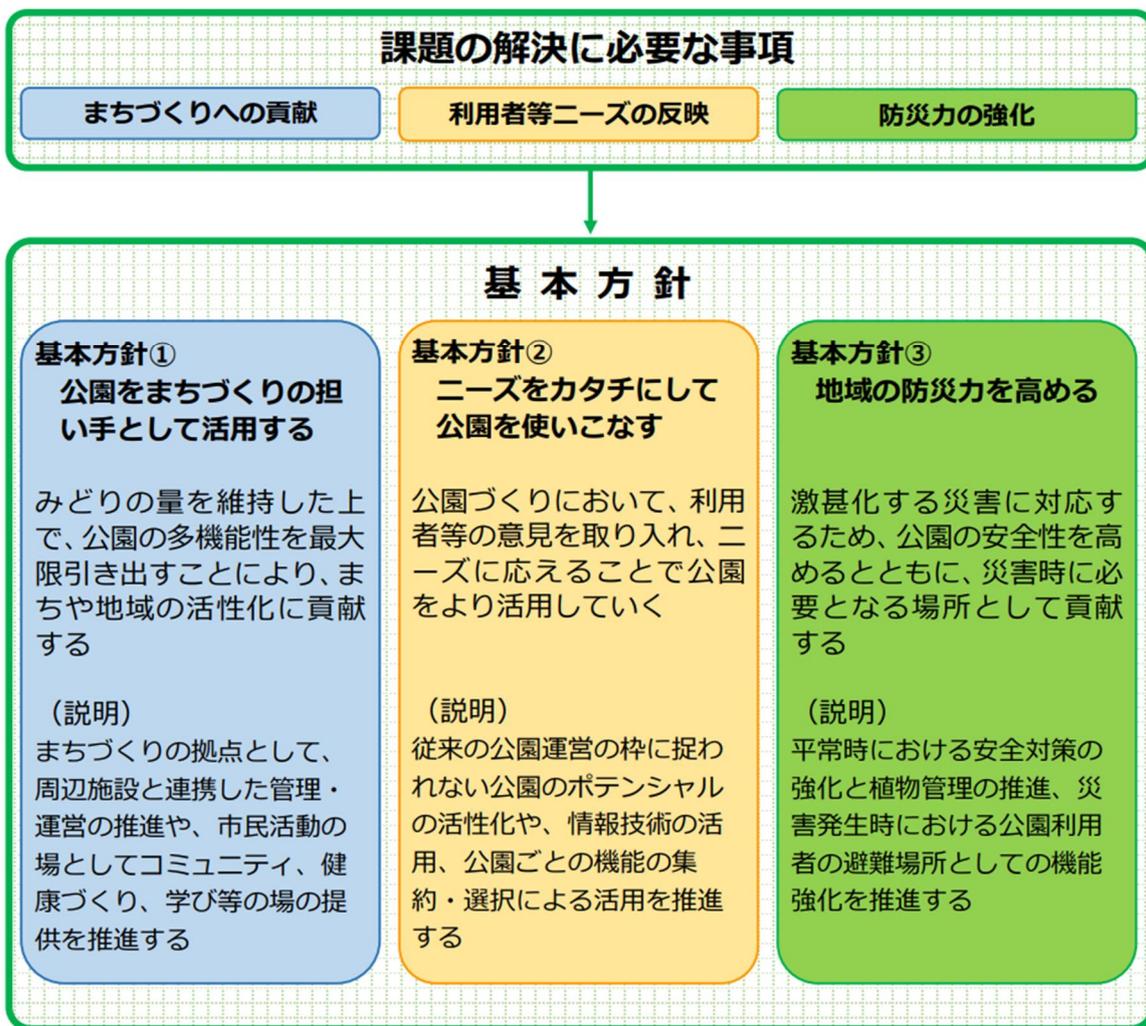
樹林地管理モデル事業の施業前（左）と施業後（右）の様子

(3) 都市公園の現状

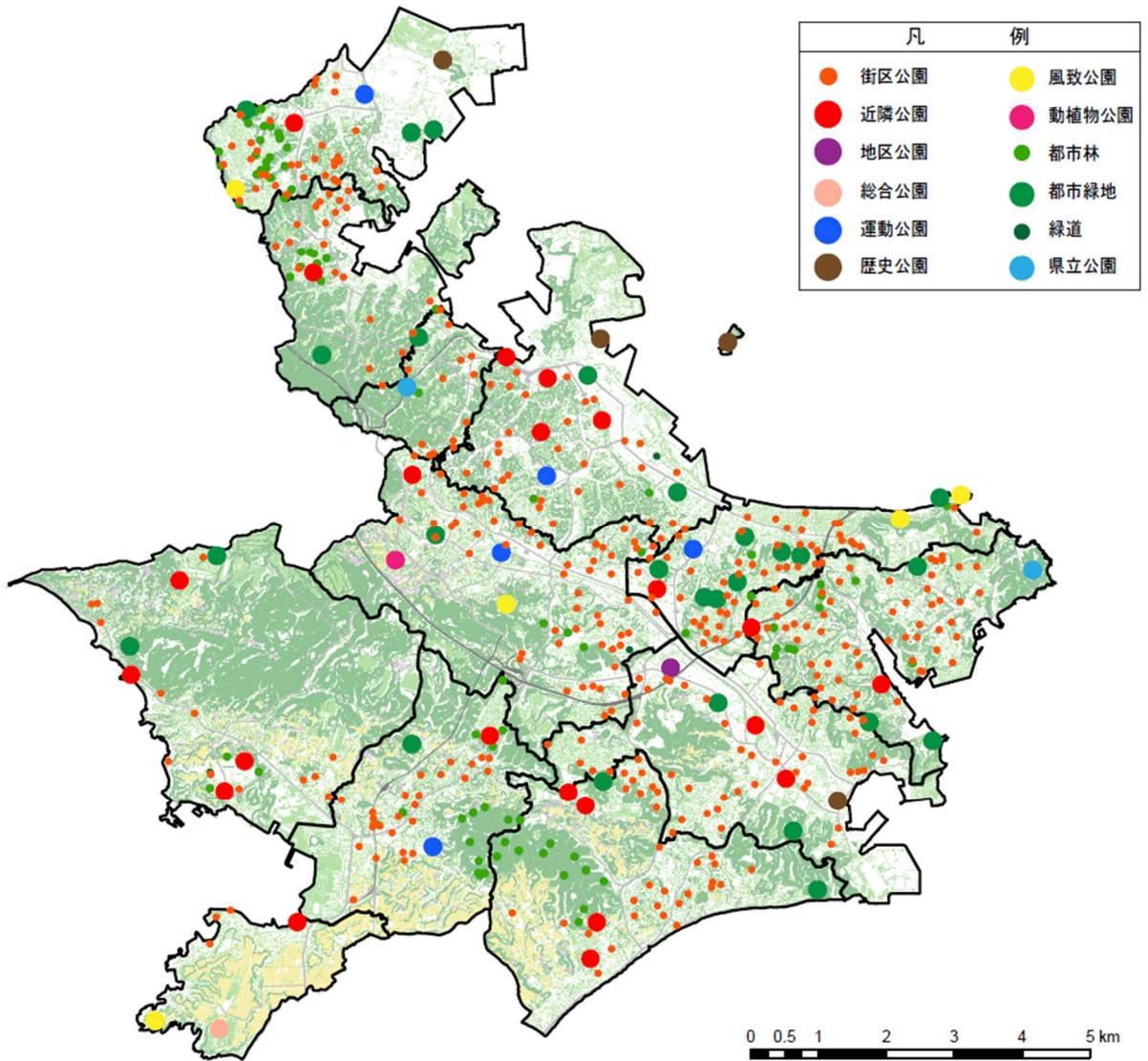
本市における都市公園（県立公園含む）は、542カ所、約696ha（令和6年度末現在）です。横須賀市では、令和4年に今後の都市公園行政の方向性を示した「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」を策定し、効果的・効率的な公園の整備・管理を目指しています。

令和5年には長井海の手公園（ソレイユの丘）をPark-PFIを活用してリニューアルオープンしたほか、横浜F・マリノスと連携した久里浜1丁目公園（F・Marinos Sports Park）を供用開始するなど、集客や地域活性化を目指した公園づくりを進めています。

一方で、供用開始後の経年変化による施設等の老朽化や利用者層の変化に伴うニーズの変化への対応が課題となっています。これらの課題に対応するため、遊具等を計画的に更新するための「公園施設長寿命化計画」の推進や、利用者のニーズに合わせた公園機能の再編が必要になります。



「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」の基本方針



横須賀市の公園配置図（横須賀市都市公園の整備・管理の方針より）



長井海の手公園（ソレイユの丘）

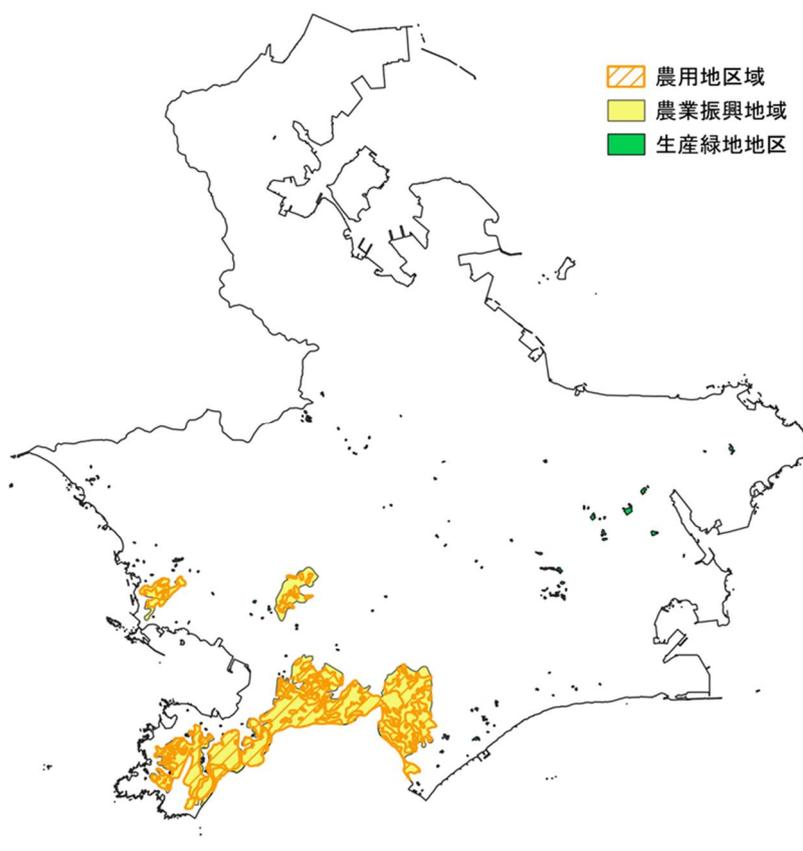


久里浜1丁目公園（F・Marinos Sports Park）

(4) 農地・里山環境

農地は本市の南部を中心に広がっています。農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づいて指定された農用地区域は約 332.1ha です。また、生産緑地法に基づいて都市計画に定められた生産緑地は170カ所 25.3ha で、市内の各地に点在しています。

本市の里山は、戦後の都市開発や生活様式の変化等によって減少しました。現在は、野比かがみ田緑地や長坂緑地などで里山環境の再生活動を実施しています。この2つの里山環境では、生物多様性の確保や環境教育の観点から、保全と活用を続けています。今後も里山環境では、こうした保全、活用の取り組みを継続していくことが求められます。



農地及び生産緑地の現況



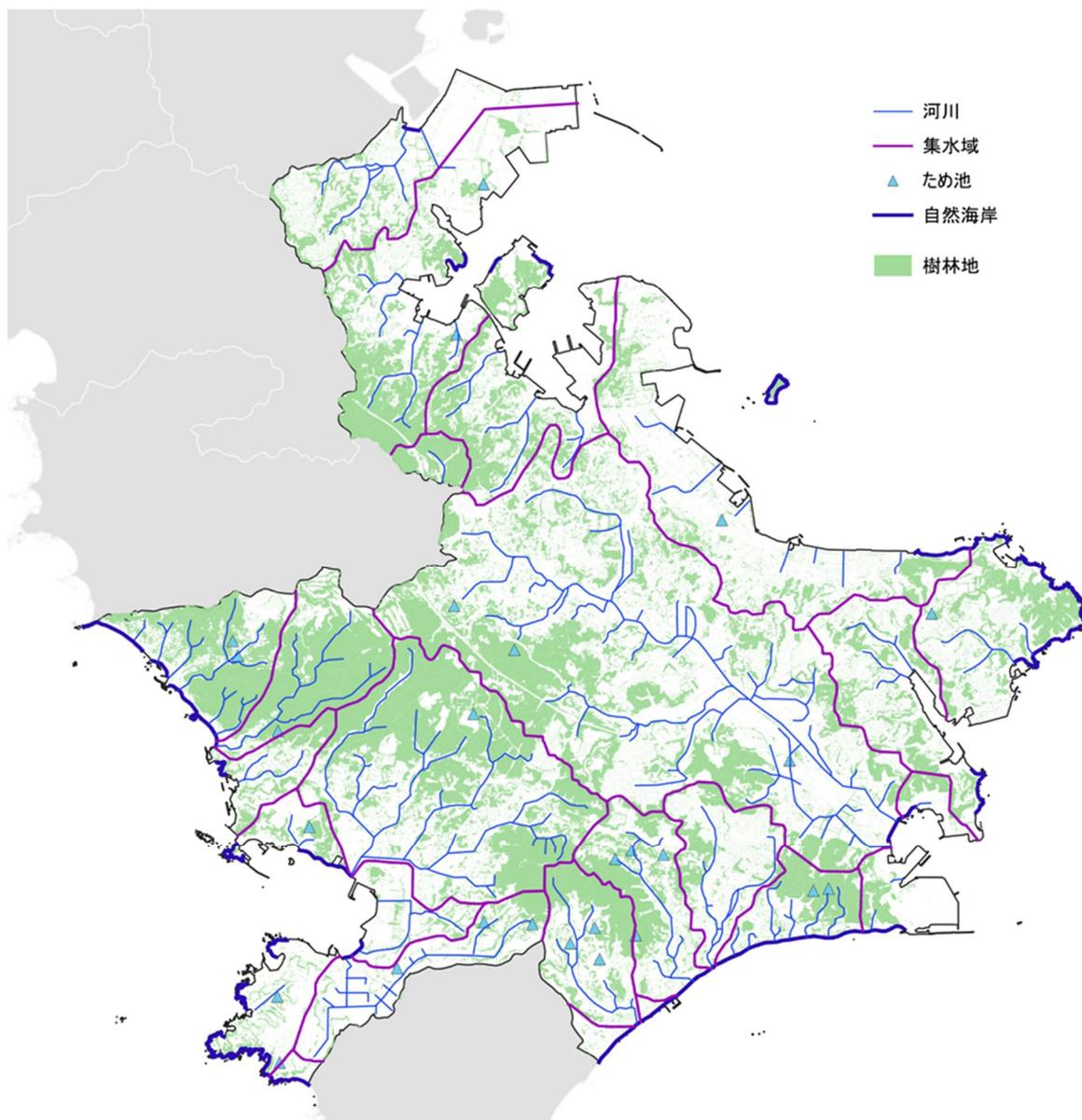
里山環境を再生した野比かがみ田緑地

(5) 水系及び河川流域・集水域等

本市には、23 水系、37 河川、約 50km の河川があります。これらの主な河川の流域を含め、25 の集水域に区分できます。

河川は、延長が 5km にも満たない小さなものがほとんどです。また、自然が比較的残されているのは、前田川や関根川の中流域、松越川や荻野川の上流域などに限られています。河川の上流域には、樹林地の管理不足による倒木などが発生している場所もあり、適切な管理の検討が必要となっています。自然海岸は、砂浜、岩礁、干潟など様々な形態のものがみられます。しかし、砂浜は海岸浸食による砂の流出のため、年々、減少しています。

ため池は、水田の減少に伴う水資源の利用低下により、水面が見られない状態のものが存在します。



水系及び河川流域・集水域等

4. 横須賀市の生きもの

(1) 生物相

1) 植生・植物

2) 哺乳類

3) 鳥類

4) 爬虫類・両生類

5) 淡水魚類

6) 昆虫類

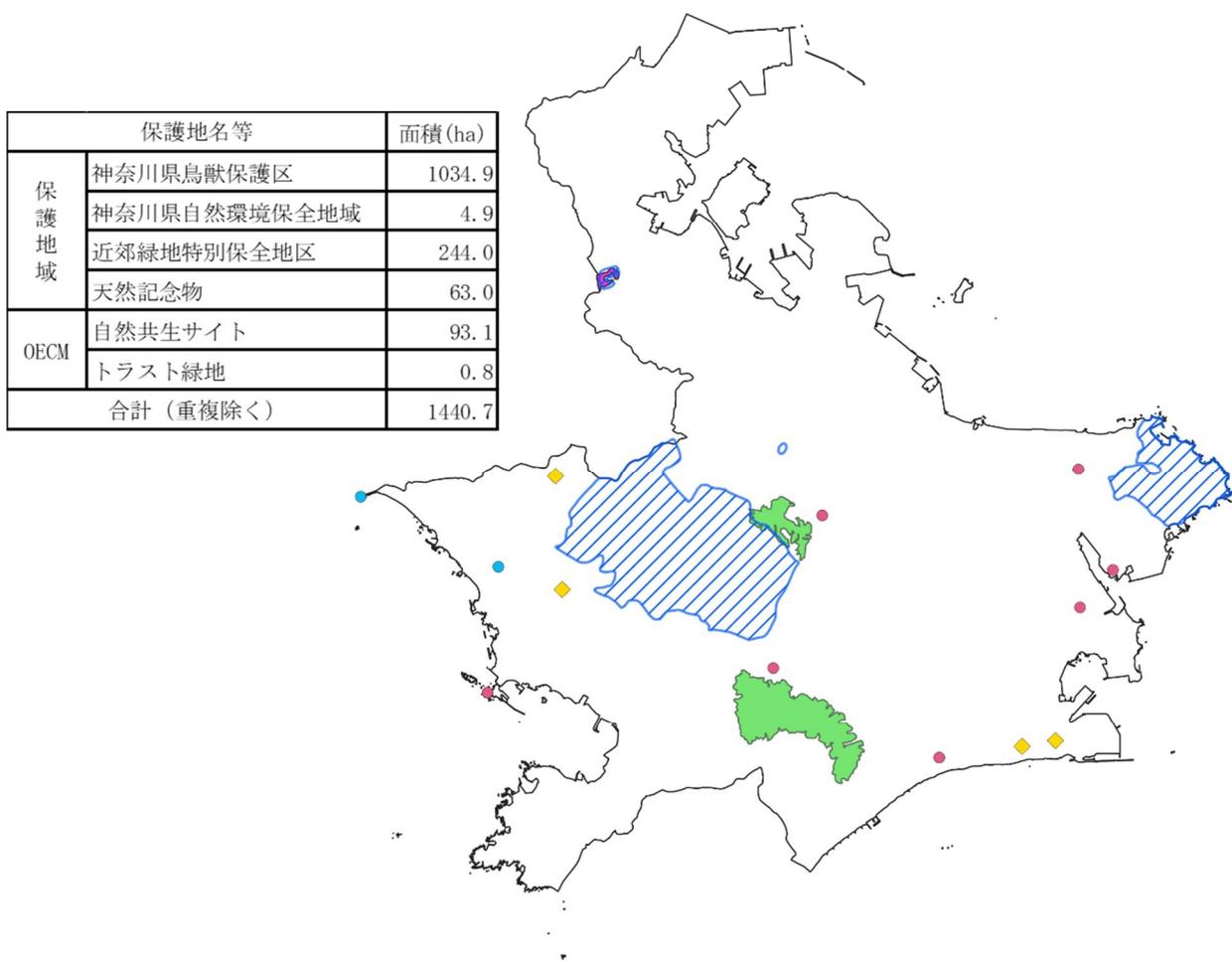
7) 海生生物等

有識者等に照会中
次回の部会以降に記載予定

(2) 保護地区の現状

令和4年に採択された「昆明-モンリオール生物多様性枠組」において、2030年までに陸域、内陸水域、沿岸域及び海域の少なくとも30%を効果的に保全する30by30目標が設定されたことにより、日本国内でも良好な自然環境を保全する機運が高まっています。本市においても、自然共生サイトの制度が始まって以降、自然共生サイトへの登録を進め、生物多様性の保全を推進してきました。

本市の生物多様性が保全されている面積は令和6年度末時点で、法制度で守られる「保護地域」と、法制度以外の仕組みで守られる「OECM」を合わせて約1,440.7haあります(令和6年度末現在)。今後、30by30目標貢献のため、良好な自然環境の保全が求められます。



保護地域等の現況(令和6年度末時点)

5. 関連計画

本計画は、国土交通省や環境省、神奈川県などが策定した広域的な計画や指針に則した計画であるとともに、本市の他の関連計画と整合した計画となっています。

(1) 緑の基本方針

「緑の基本方針」は、都市緑地法に基づき、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めるもので、令和6年12月に策定されました。この方針では、「将来的な都市のあるべき姿『人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市』」を全体目標として掲げるとともに、3つの個別目標を設定しており、これらの目標実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促しています。

全体目標 将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」

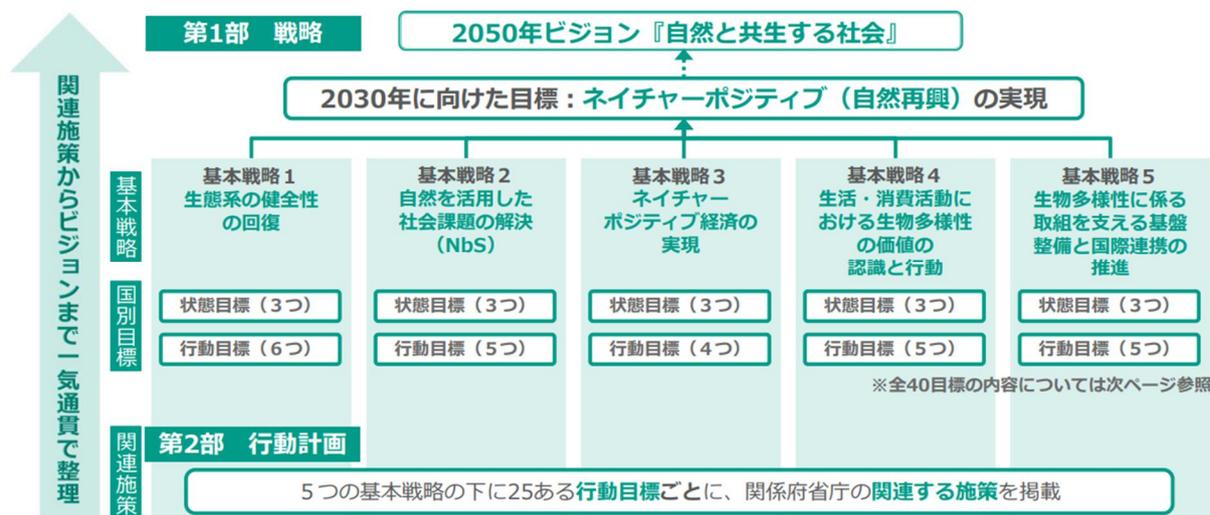
国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す

個 別 目 標	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 CO ₂ の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献
	人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する
	Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく

「緑の基本方針」の目標図

(2) 生物多様性国家戦略 2023-2030

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。現行の生物多様性国家戦略は令和5年に策定した第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」となっています。この戦略では、2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と15個の状態目標及び25個の行動目標を設定しています。



「生物多様性国家戦略 2023-2030」の基本戦略図 生物多様性国家戦略 2023-2030 概要版より引用

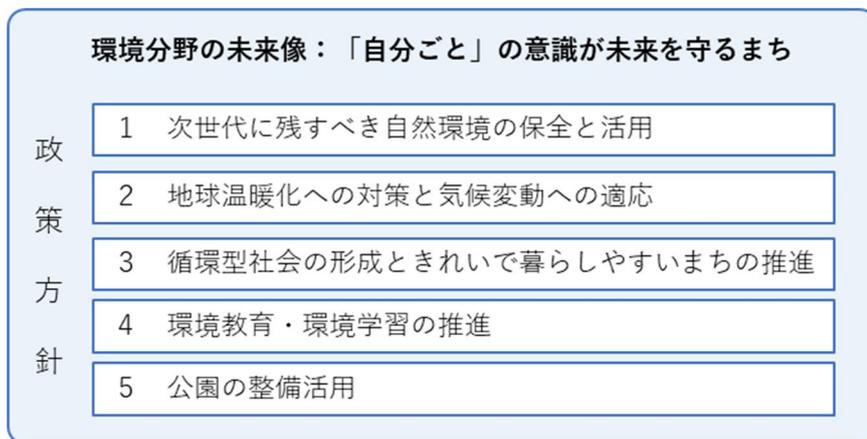
(3) かながわ生物多様性計画 2024-2030

神奈川県は令和6年に生物多様性地域戦略及びみどりの広域計画にあたる「かながわ生物多様性計画 2024-2030」を策定しました。本市は県土のエリア区分のうち、「三浦半島エリア」、「河川・湖沼及び沿岸エリア」の一部となっています。三浦半島エリアでは、残された自然を保全するため、多様な主体との連携・協働による緑地の保全、地域資源を生かした自然とのふれあいや体験学習の場の提供、環境保全型農業の推進、特定外来生物に指定されているアライグマ等の防除などを進めることを取り組みの方向性としています。また、河川・湖沼及び沿岸エリアでは、河川・湖沼及び沿岸域を保全していくため、生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業などを進めることを取り組みの方向性としています。



(4) YOKOSUKA ビジョン 2030 (横須賀市基本構想・基本計画)

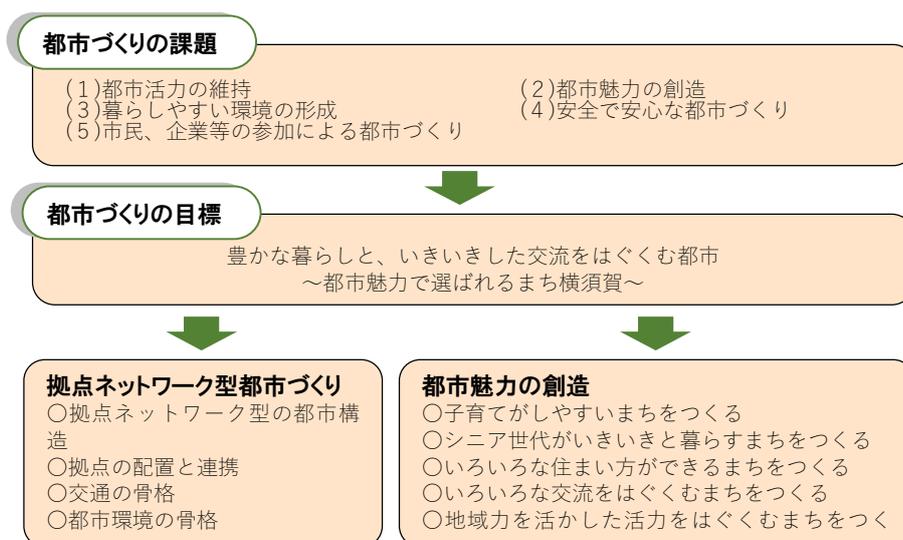
YOKOSUKA ビジョン 2030 は、2030 年に向けた市の未来像を掲げ、全ての政策の基礎となるものです。市全体の未来像を「変化を力に進むまち。横須賀市」とし、それに基づいた4つのカテゴリと10の分野別未来像、分野ごとの政策の方針、市政運営の基本姿勢を示しています。環境分野では、『自分ごと』の意識が未来を守るまち」を未来像として設定し、5つの政策方針を展開しています。



(5) 横須賀市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは都市計画法に基づいて策定される市町村の都市計画に関する基本的な方針で、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするものです。現行計画は、平成 28 年 3 月に策定され、『豊かな暮らしと、いきいきした交流をはぐくむ都市』～都市魅力で選ばれるまち横須賀～」を目標としています。

都市計画マスタープランでは、環境共生型都市づくりの方針を定めており、丘陵の緑地や自然海岸の特色ある自然環境の保全など生物多様性に関する取り組みをはじめ、自然環境の計画的な保全と創造、維持管理と適正な活用について、分野別計画と整合を図りながら推進するとしています。



(6) 横須賀市環境基本計画 2030

横須賀市環境基本計画は2030、「YOKOSUKA ビジョン 2030」が環境分野の未来像として掲げる『自分ごと』の意識が未来を守るまちを実現する分野別計画として、横須賀市環境基本条例に基づいて策定された、環境の保全及び創造に関する施策を推進する計画です。「人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか」を環境像としており、5つの基本目標を掲げています。本計画は横須賀市環境基本計画の分野別計画としても位置付けられています。

環境像：人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか

政 策 方 針	1 人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちを目指します
	2 気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまちをめざします
	3 身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまちを目指します
	4 安心して快適な生活環境を実現し、住みよいまちを目指します
	5 環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします

背景と課題（主なキーワード）

①市の最上位計画（総合計画）

- YOKOSUKA ビジョン 2030
- 横須賀再興プラン

②関連法令等

- 都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法の改正
- みどりの基本条例（市）
- 都市緑地法（運用指針の改正）
- 緑の基本方針
- 生物多様性基本法
- 国土強靱化基本法
- 生物多様性国家戦略 2023-2030
- かながわ生物多様性計画 2024-2030
- 外来生物法
- ヒートアイランド対策大綱
- 首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン

③市の関連計画等

- 横須賀市環境基本計画 2030
- 都市計画マスタープラン
- 景観計画
- ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン
- 都市公園の整備・管理の方針（公園の配置や機能の適正化、公園の利活用の促進）

④社会情勢の変化

- 生物多様性条約第 16 回締約国会議（CBD-COP16）
- 超高齢社会の到来
- グリーンインフラ
- 流域治水への転換
- SDGs
- 気候変動への対応の必要性（自然災害の激甚化）
- みどりの維持管理の推進
- ボランティアの活用
- 民有樹林地の保全
- デジタル社会におけるみどりの重要性
- 観光資源としてのみどりの活用
- ネイチャーポジティブ
- 30by30
- 生物多様性保全
- ウェルビーイング（Well-being）

⑤市が抱える課題

- 急激な人口減少
- 少子高齢化
- 樹林地の荒廃による崩壊のおそれ（防災面から安全なみどりの保全）
- 特定外来生物等への対策の必要性
- 農地の維持（生産緑地等の都市農地の保全・活用）

⑥自然環境における課題

- 緑被率の維持
- 樹林地の荒廃（再掲）
- 極端気象による被害の増加
- みどりの防災機能の確保
- 特徴的な自然環境の減少
- みどりのネットワークの分断・縮小
- みどりの質の低下
- 生物多様性への配慮（生物の種・個体数の減少、生態系への影響）

⑦令和3年度中間見直し

（令和4年（2022年）3月）以降の取組

- 令和4年（2022年）3月見直しの46施策の内、9割の施策で一定の成果あり
- みどりの基本条例の改定
- 里山的環境保全・活用事業の推進
- 横須賀エコツアー推進事業の実施
- 三浦半島自然環境に関わる行政連絡会議等他都市との連携
- 自然環境活動団体の支援
- Park-PFI 制度を活用した公園整備
- 樹林地管理モデル事業の実施

⑧市民意見・市外居住者イメージ

- 自然に恵まれている
- 自然に関する取組に対する一定の評価あり
- 本市の自然環境の良さは市外居住者に認知されていない
- 地域によって異なる公園配置
- 都市部におけるみどりの不足
- アンケート集計中
- 生物多様性の向上
- 里山的環境の減少
- 子育て世代の自然環境へのふれあいニーズ多数
- 自然環境にふれあえる場所やイベント等の情報を提供してほしい
- 自然環境の保全を進めてほしい
- 自然災害を防ぐための整備をしてほしい

みどりの基本計画に反映すべき事項（主なキーワード）

○ みどりの保全・創出と機能の向上

- 市街地のみどりの充実
- 目に見えるみどりの充実
- グリーンインフラの取組

- 誰もが安心して利用できるみどりの場づくり
- 大規模災害時への備え
- 気候変動に起因する豪雨や大型台風への対応
- 安全性を最優先とした斜面緑地の保全
- 適切な樹林地管理（倒木・土砂崩れ防止）
- 持続可能な流域治水
- ヒートアイランド現象対策
- 緑地・オープンスペースの確保
- プロムナードや散歩道の充実による回遊性の確保
- 生態系に配慮したみどりのネットワークの形成

- 生産緑地の保全
- 横須賀らしい都市景観や自然的景観等の保全
- 斜面緑地など地形が織りなす特徴ある景観の保全
- みどりを活かした街なみづくり
- CO₂吸収源としてのみどりの保全・創出
- 市の顔となる街なかの景観を彩るみどり
- 骨格となる丘陵部のみどりの保全

○ 魅力ある公園づくり

- 身近に親しめ、ふれあえるみどりの保全・創出
- 子どもや高齢者など誰でも利用しやすい場づくり
- 公園施設等の老朽化対策
- 市民ニーズに配慮した公園等の適正配置
- 都市公園の管理方針（積極的な利活用など）
- 健康の増進に向けた活用
- みどりによる人々の交流・観光への貢献（地域活性化）
- 自然環境に対する自主的な活動の促進
- みどりの積極的な活用
- 公園施設等の防犯対策
- 都市公園等を防災・減災対策に活用
- 民官連携による公園整備
- 歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全と活用

○ 生物多様性の保全と活用

- 自然環境の保全・再生・活用の推進
- 自然植生及び貴重な植物の保全
- 里山環境の保全・再生・活用
- 水辺環境の保全・再生・活用
- 外来生物への対策
- 庁内各部署との連携による情報の発信
- 多様な主体による保全・活用の推進
- 30by30の推進（自然共生サイト）
- 自然植生や天然記念物のみどりの保全

○ みどりの継承

- みどりに親しむ気運の高揚
- 豊かなみどりと生物多様性に対する意識や活動の継承
- みどりに対する市民等による活動の推進
- 自然環境活動団体の支援の継続
- みどりを通じた環境教育・環境学習の推進
- 市民等が利用・活用する場の確保
- みどりに精通した人づくり（人材育成）
- 様々な主体との連携による取組